

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



**Australian Government**  
**Department of Foreign Affairs and Trade**

# DFAT 国別情報報告書 トルコ

2025年5月16日

# CONTENTS

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 略語一覧                     | 2  |
| 用語集                      | 3  |
| 1. 目的及び範囲                | 4  |
| 2. 背景情報                  | 5  |
| 国 の概要                    | 5  |
| 人口統計                     | 5  |
| 経済概観                     | 6  |
| 政治制度                     | 8  |
| 人権枠組み                    | 9  |
| 治安情勢                     | 10 |
| 3. 難民条約に基づく申立て           | 12 |
| 人種／国籍                    | 12 |
| 宗教                       | 14 |
| (実際の又はそうであるとみなされた) 政治的意見 | 18 |
| 関心対象となる集団                | 27 |
| 4. 補完的な保護の申立て            | 34 |
| 恣意的な生命の剥奪                | 34 |
| 死刑                       | 34 |
| 拷問                       | 35 |
| 5. その他の検討事項              | 37 |
| 国家の保護                    | 37 |
| 国内移住                     | 39 |
| 帰還者の取扱い                  | 40 |
| 文書                       | 40 |

# ACRONYMS

## 略語一覧

|           |                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| AKP       | 公正発展党 (Justice and Development Party)                                                                                     |
| AUD       | 豪ドル (通貨) (Australian Dollar)                                                                                              |
| CEDAW     | 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women)                     |
| CHP       | 共和人民党 (Republican People's Party)                                                                                         |
| CMHC      | コミュニティ精神衛生センター (Community Mental Health Centre)                                                                           |
| DBP       | 民主的諸地域党 (Democratic Regions Party)                                                                                        |
| DEM       | 人民平等民主党 (People's Equality and Democracy Party)                                                                           |
| ECHR      | 欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights)                                                                                  |
| FETO      | フェトフラー派テロ組織 (Fethullahist Terrorist Organisation) (トルコ政府が「ギュレン運動」に付けた名称)                                                  |
| FIDH-OMCT | 人権擁護家保護のための監視機構 (Observatory for the Protection of Human Rights Defenders)                                                |
| GANHRI    | 国家人権機関世界連盟 (Global Alliance of National Human Rights Institutions)                                                        |
| HDP       | 人民民主党 (People's Democratic Party)                                                                                         |
| HREIT     | トルコ人権・平等機関 (Human Rights and Equality Institution of Türkiye)                                                             |
| HSK       | 裁判官・検察官評議会 (Board of Judges and Prosecutors)                                                                              |
| IHD       | 人権協会 (Human Rights Association)                                                                                           |
| KCDP      | 女性の殺害を止めるプラットフォーム (We Will Stop Femicides Platform)                                                                       |
| KPS       | 身元情報共有システム (Identity Information Sharing System)                                                                          |
| LGBTQIA+  | レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、インターフェックス及び／又はアセクシャル (Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Queer, Intersex and/or Asexual) |
| MERNIS    | 中央市民登録システム (Central Civil Registration System)                                                                            |
| MHP       | 民族主義者行動党 (Nationalist Movement Party)                                                                                     |
| MIT       | 国家情報機構 (National Intelligence Organisation)                                                                               |
| NHREI     | 国家人権・平等機関 (National Human Rights and Equality Institution)                                                                |
| OHCHR     | 国連人権高等弁務官事務所 (United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights)                                            |
| PDMM      | 移住管理県総局 (Provincial Directorate of Migration Management)                                                                  |
| PKK       | クルディスタン労働者党 (Kurdistan Workers' Party)                                                                                    |
| RSF       | 国境なき記者団 (Reporters Without Borders)                                                                                       |
| SGK       | 社会保障機関 (Social Security Institution)                                                                                      |
| TAK       | クルディスタン解放の鷹 (Kurdistan Freedom Hawks)                                                                                     |
| TRY       | トルコリラ (通貨) (Turkish Lira)                                                                                                 |
| TSK       | トルコ軍 (Turkish Armed Forces)                                                                                               |
| TTB       | トルコ医師会 (Turkish Medical Association)                                                                                      |
| TTM       | タルラバシ・コミュニティセンター (Tarlabasi Community Center)                                                                             |
| YPG       | シリア人民防衛隊 (Syrian People's Protection Units)                                                                               |

# 用語集

ジェマート (Cemaat) /ヒズメット (Hizmet) : 「コミュニティ」又は「奉仕」(「ギュレン運動」の別称)

ジェメヴィ (Cemevi) : アレヴィ派の礼拝堂

ディヤネット (Diyanet) : 宗務庁

イマーム・ハティップ (Imam hatip) 学校: イスラム教指導者の訓練に特化した養成学校

ジャンダルマ (Jandarma) : 地元警察

キムリク (Kimlik) : 一時的保護身分証明書

ムフタール (Muhtar) : 選出された村落又は近隣地区の代表

サグリク・オカギ (Saglik Ocagi) : 一次医療診療所

バキフラール (Vakiflar) : 宗教団体総局

## 本報告書で使用する用語

高度のリスク : DFATは事案の強いパターンを認識している。

中度のリスク : DFATは行動パターンの存在を示唆するのに十分な数の事案を認識している。

低度のリスク : DFATは複数の事案を認識しているが、パターンを形成していると結論づけるのに十分な証拠を有していない。

### 公的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げることを目的として、その特定集団に適用される法律上又は規則上の措置（例として、個人の登録文書又は身分証明書を取得する際の困難、文書を承認してもらう際の困難、恣意的な逮捕及び拘禁などがあるが、これらに限定されるものではない）
2. 国家職員が特定の集団に向けて取る行動であって、法律上又は行政上の措置を講じないことなどにより、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスの利用を妨げる行為

### 社会的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げることを目的として、社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）が取る行動（例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別を挙げることができるが、これらに限定されない）
2. 社会の構成員（家族、知人、雇用主、同僚又はサービス提供者を含む）による追放又は排斥行為



## 1. 目的及び範囲

- 1.1 この国別情報報告書は、外務貿易省（Department of Foreign Affairs and Trade : DFAT）が庇護申請者の保護地位について判断を下す意思決定者向けに作成したものである。本報告書は事実に基づく概要を提供するもので、オーストラリア政府の方針とは区別される。意思決定者向けの政策指針は本報告書に含まれていない。
- 1.2 1958年移民法（Migration Act）に基づき2019年6月24日に発出された大臣指令（Ministerial Direction）第84号は、以下のとおり記している。
- 外務貿易省が庇護申請者の保護地位を決定するプロセスのために国別情報評価書を明確に作成し、意思決定者がその評価書を利用する場合、意思決定者はその決定を下す際に、関連するときは当該評価書を考慮に入れなければならない。ただし、意思決定者は対象国に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。
- 1.3 本報告書は、個々の庇護申請を全く考慮せず、現在受理されている保護ビザ申請を念頭に置いて作成された。本報告書は執筆時点におけるDFATの最善の評価を提供している。
- 1.4 本報告書は、国内の知識と議論に基づいている。また、本報告書は、他国政府、国連機関、人権組織、市民社会団体、国内外の報道機関や学術団体など信頼できる様々な情報源からの報告も考慮に入れている。情報源を保護するために、その詳細は省略される場合がある。
- 1.5 この最新版トルコ国別情報報告書は、2020年9月10日に公表されたトルコに関する前回のDFAT報告書に取って代わるものである。

## 2. 背景情報

### 国の概要

2.1 第一次世界大戦でオスマン帝国（Ottoman Empire）が敗戦した後、トルコ領土はフランス、英国、イタリア及びギリシャの軍隊によって占領された。その後、ムスタファ・ケマル・「アタテュルク」（Mustafa Kemal 'Ataturk'）（アタテュルクとは「トルコ人の父」の意）がトルコ独立戦争を主導し、トルコを外国軍による占領状態から解放した。1923年にローザンヌ条約（Treaty of Lausanne）が締結されたことでこの戦争は終結し、現在のトルコ共和国が樹立された。

2.2 アタテュルクはトルコの初代大統領として、同国の近代化と世俗主義化、新法典の採択、及び教育と女性の権利の推進を目指して広範な改革を実行した。当初は一党独裁体制であったトルコは、1940年代に多党制民主主義国家となった。それ以降、トルコでは1960年、1971年及び1980年にそれぞれクーデターが勃発し、また、1997年には「ソフト・クーデター」が発生した後、長期間にわたって民主的政権と間接・直接的な軍事政権を交互に誕生させてきた。

2.3 アタテュルクの「ケマリスト（Kemalist）」思想は、単一の民族的アイデンティティを有する国家としてのトルコを構想していた。しかし、民族的少数派の言語、文化及びアイデンティティを抑圧するような同化政策が実施されたことで、特にトルコ系クルド人の間で長きにわたる怒りを買う事態となった。クルディスタン労働者党（Kurdistan Workers' Party : PKK）が主導する民族主義者の反乱行動により、1984年から2013年にかけておよそ4万人が死亡した。2013年に締結された停戦協定は2年後に崩壊し、戦争行為が再開される結果となった。

2.4 2025年3月、PKK（世界各国、とりわけ、トルコ、オーストラリア、米国及び欧州連合からテロ組織に指定されている）は、その指導者であるアブドラ・オジャラン（Abdullah Ocalan）受刑者がPKKの武装解除と解散を呼びかけたことを受けて一方的な停戦を宣言した。2025年5月、PKKは世界で最も長く続いている紛争の一つを正式に終結させ、解散すると発表した。トルコとその周辺地域にとってこの展開が全面的にどのような意味合いを持つのかは、本書の執筆時点において不明であった。トルコ政府は、PKK戦闘員に対する治安作戦に加え、野党政治家、ジャーナリスト及び人権擁護家など、PKKの支持者の疑いがある人々を積極的に標的としてきた。

2.5 トルコにおける現代の政治は、2003年から首相を務めた後、2014年から大統領に就任しているレジェッブ・タイップ・エルドアン（Recep Tayyip Erdogan）が権勢を振るっている。エルドアンの公正発展党（AKP）は当初、進歩的な改革主義、親欧米主義の姿勢を取っていたが、時の経過とともに変化し、特に2013年の大規模な反政府抗議運動と2016年のクーデター未遂事件を受けて、その政策はポピュリスト、社会的保守主義、権威主義にますます傾いている。2017年4月に憲法改正に関する国民投票が行われた結果、行政上及び立法上の権限の大半が大統領に移管され、抑制と均衡の仕組みの多くが取り除かれた（「政治制度」を参照）。

2.6 2016年7月15日、ギュレン運動（Gulen Movement）が関与した可能性が高いトルコ軍の一部がクーデターを試み、イスタンブール（Istanbul）とアンカラ（Ankara）の市街地に戦車を配備して議会を爆撃するとともに、抗議参加者に向けて発砲した。このクーデターが失敗に帰した後、政府は非常事態を宣言し、ギュレン主義者の影響力を排除するために、一斉検挙や不誠実とされる数千人の公務員の解雇などの措置を講じた。

2.7 2023年2月、マグニチュード7.8の地震がトルコの南部及び中部を襲い、その9時間後にはマグニチュード7.5の地震が発生した。この地震で少なくとも5万人が死亡し、およそ2兆トルコリラ（1,036億米ドル）の損害が発生した。この大地震から2年が経過した時点でも、生存者は依然として教育、医療及び住宅サービスを利用する上で深刻な課題に直面していた。

2.8 2023年総選挙における大統領選の決選投票後、エルドアンは52パーセントの得票率を得て3期目となる大統領に選出された。2024年3月に実施された地方選挙では、野党の共和人民党（CHP）がAKPの票を奪う形で大きく勝利した。コメンテーターの多くは、この野党の勝利を経済に対する不満の表れだと解釈している。

### 人口統計

2.9 トルコ統計局（Turkish Statistical Institute）によると、トルコの人口は2024年で8,560万人であった。人口のおよそ70～75パーセントがトルコ民族である。およそ19パーセントがクルド人であり、残りは様々な小規模少数民族集団で構成されている。トルコはおよそ350万人の庇護希望者や難民を受け入れているが、その大半はシリア出身である（「庇護希望者及び難民」を参照）。

2.10 トルコは高度に都市化しており、人口のおよそ4分の3が都市に住んでいる。人口密度が最も高い地域は北西部のボスボラス（Bosphorus）周辺である。この地域では、イスタンブールが多様な民族で構成されるおよそ1,570万人の人口を受け入れている。他の主要な都市としては、首都アンカラ（500万人）、イズミール（Izmir）（400万人）、ブルサ（Bursa）（300万人）、アダナ（Adana）（200万人）、ガズィアンテプ（Gaziantep）（200万人）がある。トルコには若者が多く、人口のおよそ4分の1が15歳未満、40パーセントが29歳未満となっている。

2.11 公用語はトルコ語である。憲法は、教育機関において指導する際、トルコ語以外の言語を主要言語にしてはならないと定めている。クルド語を含む他の言語も日常生活で一般的に用いられており、2012年からは公立学校における選択科目として認められているが、そのような科目を選択できる機会は制限されている。宗教人口については、「宗教」を参照のこと。

## 経済概観

2.12 トルコの経済規模は世界で17位にランク付けされており、2023年の国民1人当たり国内総生産（GDP）は1万9千豪ドルであった。トルコはOECDとG20の加盟国であり、海外援助の重要なドナー国である。世界銀行は、トルコを上位中所得国として分類している。概して自由なトルコの市場経済は、繊維、食料、自動車及び観光部門がけん引している。

2.13 21世紀の最初の20年間、トルコ経済は好調を維持し、5.4パーセントの年平均成長率を達成した。同期間に国民1人当たりGDPは倍増し、貧困率は半減した。しかし、2018年以降は一連の経済問題に直面したため、成長が鈍化し、国民の多くは生活水準を悪化させた。国内の情報源がDFATに語ったところによると、トルコの停滞した経済状況が大きな要因となって、海外へ移住する国民が増加した。

2.14 2018年から、トルコは通貨危機及び債務危機に直面した。トルコリラ（TRY）の価値が崩落し、インフレーションが急上昇した。この危機は、エルドアン大統領が異例の金融政策を取り、低金利にこだわったことによって引き起こされた。同大統領は、この措置がインフレーションを抑制すると主張していた。こうした政策にもかかわらず（又は一部の専門家によれば、こうした政策のために）、インフレーションは上昇の一途をたどり、2024年5月には対前年比75パーセント増に達した（インフレーションは2025年1月現在でも上昇したままであり、42パーセントとなっている）。さらに、トルコリラの価値が暴落し、2018年には1トルコリラあたり30米セントだったものが、2024年にはわずか3米セントにまで下落した。こうした状況に対応し、中央銀行は金融政策を転換し、金利を引き上げた。この結果、2024年3月時点では金利は50パーセントとなった。トルコ経済は回復し始めており、2024年の成長率は5.7パーセントまで戻ったが、高インフレや不安定な通貨価値、低い生産性、外国直接投資の低迷が今後も継続する状況を背景に、2025年には鈍化することが見込まれている。

## 雇用

2.15 雇用水準と労働力参加率は近年改善してきたが、経済協力開発機構（OECD）や欧州の水準に照らせば依然として低い。トルコの労働力参加率は2024年5月に54.7パーセントまで上昇し、失業率は過去十数年間で最低の水準となる8.4パーセントであった。また、男性の労働参加率が72パーセントであるのに対し、女性は35パーセントとなっており、女性の参加率は低い水準のままである。地域間で著しい雇用格差が生じており、失業率は南東部が高いが、北東部や黒海沿岸地域では低い。

## 福祉

2.16 政府は、年金、障がい手当、失業保険及びユニバーサル・ヘルスケアを提供している。社会扶助計画としては、現金給付、高齢者と障がい者向けの住宅支援・サポートが挙げられる。条件付現金給付は子供がいる低所得世帯を支援する。しかし、特に非正規労働者や難民に関して、財源と給付対象範囲が未解決の難題となったままである。

2.17 失業手当は、失職する前の段階で正規雇用されており、かつ、直近3年間で少なくとも600日以上にわたり失業保険料を支払っており、かつ、120日間継続して勤務していた人々に支給される。失業手当は、失業保険加入期間に応じて、6～10か月間にわたり毎月支払われる。受給者は積極的に求職活動を行わなければならず、また、必要に応じて政府が提供する職業訓練に参加しなければならない。失業手当の申請はオンライン又はトルコ雇用庁（Turkish Employment Agency : ISKUR）の各事務所で行うことができる。国民健康保険は、失業手当を受け取っている人々にも適用される。

2.18 2025年1月、エルドアン大統領は出産率を高めるための継続的な取組の一環として、第一子がいる女性に5千トルコリラ（216豪ドル）の一時金を給付し、第二子については1,500トルコリラ（65豪ドル）を毎月給付すると発表した。第三子及び第四子がいる女性は、それぞれ6,500トルコリラ（281豪ドル）と1万1,500トルコリラ（498豪ドル）の補助金を毎月受け取る。これらの給付金は、2025年1月1日以降に出生した子供がいる母親に対し、子供

が5歳になるまで支給される。受給者はトルコの市民権及び永住権を有していなければならない。

## 保健

2.19 政府は、社会保障機構（SGK）を通じてユニバーサル・ヘルスケア（全国民を対象とする保健医療サービス）を提供している。保険料は対象労働者の賃金から自動的に差し引かれ、対象者は国内各地のSGK登録病院で広範囲に及ぶ基本治療を受けられる。医薬品や外来治療については自己負担が必要である。失業者、自営業者及び未登録労働者は、資力調査に基づいて保険料を直接支払うことができる。政府は低所得者の保険料を支払う。未登録の成人の子供は、自動的にこの保険制度の対象となる。

2.20 トルコの医療施設は、産児制限、ワクチン接種及び日常的な病気の治療などのサービスを提供する地元の一次医療診療所（サグリク・オカギと呼ばれる）から、大規模な国営病院、私立病院及び大学病院まで多岐にわたる。国営病院の多くは過密状態とリソース不足に悩まされている。資金に余裕があるトルコ人は、質の高いサービスを提供し、待機時間が短い私立医療制度の利用を好む場合が多い。大学病院は高い水準の医療を提供している。トルコには大規模の医療ツーリズム部門がある。分析家によると、この部門はトルコ医療制度の質と受入能力を高めている。

2.21 非伝染性疾病は、トルコの総死亡数のほぼ90パーセントを占めている。総死亡数の半数近くは、塩分の過剰摂取、喫煙及び肥満によって悪化した心臓発作や脳卒中といった循環器疾患に起因している。懸念される伝染性疾病には、肝炎や肺炎が含まれる。トルコはCOVID-19（新型コロナウイルス）のパンデミック（世界的な大流行）の深刻な影響を受けた。COVID-19について、トルコは2023年12月（入手できる最新の数値）までに、1,700万件以上の症例とおよそ10万件の確認済み死亡を記録していた。しかしながら、国内情報源はDFATに対し、COVID-19を原因とする実際の死亡数ははるかに多い可能性が高いと語った。この危機の規模を踏まえれば、トルコの医療制度は比較的順調であった。トルコの人口の63パーセントは、2023年12月までにCOVID-19ワクチン接種の一次シリーズを完了した。

2.22 トルコでは、医療従事者に対する暴力が時折起きる。2020年4月、トルコ議会は医療従事者への暴力行為に対する刑罰を重くする法律を可決した。トルコ医師会（Turk Tabipler Birligi又はTTB：トルコにおける医師の統括労働組合）は2024年、医療従事者に対する身体的暴力事件が1日当たり平均して10件あると推定した。国内情報源によると、医師の多くはより良い給与と条件を海外に求めてトルコを出国しており、こうした動きによって質の高い医師が全国的に不足する状況が生まれている。

2.23 TTBはその活動に関して政治的論争を引き起こしてきた。11人の上級TTB会員はシリアでのトルコによる軍事作戦を批判した後、2019年5月に懲役刑を言い渡された。国内情報源はDFATに対し、政府は、政府に批判的な政治的意見を表明しているという理由で医師を訴追し続けていると語った。

## 精神衛生

2.24 トルコ保健省（Ministry of Health）によると、トルコ国民の17パーセントは精神衛生問題で悩んでいる。トルコでは近年、特にCOVID-19パンデミックの発生以降、うつ病と不安症の有病率が高まっている。抗うつ薬の摂取量は2019年から2024年にかけて56パーセント増加した。トルコにおけるシリア難民の大集団は、高い比率でうつ病、PTSDその他の精神疾患に苦しんでいると伝えられており、これらは紛争と避難の経験に関係していることが多い。国内情報源はDFATに対し、トルコで精神障害を抱える人々は偏見に苦しむことがあり、治療を必要とする人々全員が治療を求めている又は受けているとは限らないと語った。

2.25 トルコは2006年に国家精神衛生政策（National Mental Health Policy）を採択し、続いて2011年に国家精神衛生行動計画（National Mental Health Action Plan）を採択した。これらの取決めにより、精神衛生サービスはコミュニティベースの制度へと移行した。2020年5月（入手できる最新の数値）時点で、全国で177のコミュニティ精神衛生センター（CMHC）が運営されていた。オブザーバーの主張によると、CMHCは財源が不足しており、国民1人当たりの精神科医その他の精神衛生専門家の数は欧州連合の平均を大幅に下回っている。

## 薬物・アルコール中毒

2.26 国内情報源はDFATに対し、トルコにおける薬物・アルコール中毒のまん延度は比較的低いが、実証データはほとんどないと語った。トルコにおける違法薬物の使用に関して2017年に実施された調査により、直近12か月間で15歳～34歳の回答者の1.8パーセントが大麻を、0.2パーセントがMDMAを使用したことがあると報告したことが明らかになった。薬物中毒患者のために外来患者向けリハビリ・サービスがある。トルコ国営放送のTRTワールドによる2017年報告書によると、トルコには住み込み型リハビリ・センターが1か所ある（ガズィアンテプの南部にある都市に位置する）。トルコは、欧州の薬物市場と中東を結ぶ重要な中継国の役割を果たしている。特に薬物取引はPKKの主要な収入源であるため、当局は積極的に薬物の密輸と闘っている。



## 障がい者

2.27 トルコは、2009年に国連障がい者権利条約（United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities）、2015年にその選択的議定書をそれぞれ批准している。「障がい者に関する法律（Law on Persons with Disabilities）」（2005年）は、社会政策のあらゆる領域において障がいを理由に差別することを禁じている。政府は障がい者向けに雇用割当枠を設定し、一定の社会的保護（年金、特定のサービスを対象とした費用の払戻しを含む）を提供し、専門的な教育サービスを必要とする児童を支援している。複数のNGOは、障がい者の権利を擁護している。

2.28 こうした保護措置があるにもかかわらず、障がい者の雇用率は低く、障がい者、特に障がいがある女性や少女に対する暴力の割合は高い（障がいがある女性と女児に関して、国内NGOが2024年に実施したアンケート調査に対する回答者の35.8パーセントが虐待を経験したと報告した）。NGOの社会的権利研究協会（Social Rights and Research Society）によると、トルコでは公共施設やショッピングセンターの半数以上が障がい者に配慮していない。国内情報源の報告によると、障がい者は偏見を受けることがあり、結果として障がい者の家族は彼らを隠しておくことがある。

## 教育

2.29 教育は5歳～12歳の生徒について無償かつ義務である。小学校入学率は100パーセントに近い。生徒は4年間の初等教育、4年間の中等学校、及び4年間の高等学校を修了する。高等学校への入学は、中学校（第8学年）終了時に受ける試験に基づく。生徒は普通高校、技術専門高校又は職業訓練高校で第2期教育を受けることができる。

2.30 AKP政権は過去20年にわたって、宗教研究に費やす時間を増やし、イスラム教聖職者を訓練するイマーム・ハティップの役割を拡大することなどによって、宗教教育により重点を置くようにしてきた。憲法第24条は、公立の小中学校において必修の宗教及び道徳教育を定めている。その内容は、ディヤネト（宗務庁）が決める。他の宗教を信奉する生徒に関して、これらの授業が常に免除されるとは限らない。複数の少数派宗教コミュニティは、宗教カリキュラムの内容が差別的であると主張している。

2.31 『タイムズ高等教育世界大学ランキング（The Times Higher Education World University Ranking）』の上位400校にトルコの複数の大学がランクインしている。トルコの大学は多数の国際学生を惹きつけている。トルコ人は無償で公立大学に通学できる。私立大学は独自の授業料を設定している。

2.32 国内情報源とヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch）などの国際オブザーバーの報告によると、トルコでは少なくとも過去10年間にわたって学問の自由が深刻な脅威にさらされている。2016年のクーデター未遂事件を受けて、数千人に及ぶ学者がギュレン運動とつながりがあるという疑いで解雇された。また、政府が受け入れ難いとみなす見解を表明したという理由で数千人以上が解雇又は起訴されている（「政治的意見」も参照）。

## 政治制度

2.33 トルコは一院制議会共和国である。現在の国家元首兼政府の長は、レジェップ・タイップ・エルドアンであり、2014年に初めて大統領に選出された。エルドアンの政党であるAKPは2002年以降、政権の座に就いている。直近では、2023年5月に大統領選挙が行われた。

2.34 2017年に可決された憲法改正の下、国会議員による大統領の選出が廃止となり、その役割は代わって国民投票が担うことになった。首相職が廃止され、以前は首相と内閣が有していた権限が大統領に与えられた。この権限には、広範な争点に関する法令を議会の承認なく制定する権限、副大統領と閣僚を任命する権限、予算を提案する権限、議会を解散する権限、選挙を宣言する権限及び非常事態を宣言する権限が含まれる。憲法改正により、以前は国民議会が有していた立法権限が大統領に移管されるとともに、国民議会が有する閣僚を監督する権限が制限されることになった。

2.35 大国民議会（Grand National Assembly）は、トルコの一院制議会である。議員は地理的に分けられた選挙区から選出される。議席数は600であり、議員の任期は5年である。議会選挙は、大統領選挙と同時に行われる。トルコには81の県があり、このうち、30県は大都市自治体である。県は、中央政府から任命された知事と選挙で選出された市長が運営する。知事は、治安、教育、保健及びインフラなど中央政府が提供するサービスの実施に責任を負う。市長は、文化・観光、社会サービス、農業、環境計画及び公共事業に関係するものなど、様々な「地方」サービスについて管轄権を有する。県は郡に分けられ、各郡の行政は任命された副知事と知事代行が担う。県と地方自治体には村落が含まれる場合もあり、村落の行政は選挙で選出された村長と長老評議会が担う。地方選挙は5年ごとに行われる（直近の選挙は2024年3月に実施された）。

## 汚職

2.36 トルコは、腐敗の防止に関する国連条約（UN Convention against Corruption : UNCAC）, OECD贈賄防止条約（OECD Anti-Bribery Convention）、腐敗に関する欧州評議会刑事法条約（Council of Europe Criminal Law Convention on Corruption）及び腐敗に関する欧州評議会民事法条約（Council of Europe Civil Law Convention on Corruption）の締約国である。2004年刑法（Criminal Code）第247条及び第252条は、贈収賄、便宜供与、汚職未遂、強要、外国高官への贈賄、マネーロンダリング及び職権乱用を犯罪化している。汚職関連の犯罪に対する刑罰には、5年以上12年以下の懲役刑が含まれる。

2.37 この強固な法的枠組みがあるにもかかわらず、国内外のオブザーバーの報告によると、汚職はトルコの官民セクターでまん延しており、近年は更に悪化している。トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）の『汚職認識指数（Corruption Perceptions Index）』におけるトルコの順位はこの10年間で急落しており、2013年の177か国中53位から、2024年には180か国中107位にまでランクを下げた。公共調達とインフラ事業が特に汚職にさらされやすい。これらのプロジェクトに責任を負う当局者は請負業者に賄賂を要求していると伝えられている。国内外のオブザーバーの多くは、腐敗した建築許可や建設慣行が、2023年の地震によって多数の市民が死亡し、建物が多数倒壊した原因になったとして非難した。国内メディアは、2025年1月にボル（Bolu）県のグランドカルタルホテル（Grand Kartal Hotel）で発生した火災で宿泊客78人が死亡した事件で、火災時の安全確保措置が不十分であったと報じた（数人が業務上過失の疑いで逮捕された）。

2.38 欧州委員会は2024年、トルコは汚職との闘いに関してその国際的義務（UNCACに基づくものを含む）を履行しておらず、汚職事件に及ぼす政治的影響を制限し、法制度において汚職と闘い、公的機関の責任と透明性を強化するため、現在よりもできることがあると報告した。国内情報源はDFATに対し、ささいな汚職よりも大規模な汚職事件の方がよく起きているものの、2022年には50人に及ぶイスタンブールの警察官が、土砂を運搬するトラックが必要な書類を持たずに通行するのを認めるために金銭を受け取る賄賂組織に関与した嫌疑で逮捕されたと語った。

## 人権枠組み

2.39 憲法には、表現、結社、移動、言論、集会及び宗教の自由を含む基本的人権の広範な保障が盛り込まれている。これらの権利は常に守られるわけではなく、その多くが公共の秩序や国家安全保障を理由とする例外の対象とされている。

2.40 トルコは、次に挙げる国際的な人権関連文書の締約国である：拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment : CAT）及びその選択議定書（Optional Protocol : OP-CAT）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights : ICCPR）及び死刑廃止を目的とする第二選択議定書（Second Optional Protocol Aiming to the Abolition of the Death Penalty）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination : CERD）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights : ICESCR）、全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約（International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of Their Families）、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child : CRC）及び武力紛争における児童の関与、児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書（Optional Protocols on the Involvement of Children in Armed Conflict and the Sale of Children, Child Prostitution and Child Pornography）、障がい者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）。トルコは、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）にも加盟しているが、2021年に「女性に対する暴力及び家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約（Council of Europe Convention on Preventing and Combatting Violence against Women and Domestic Violence）」（「イスタンブール条約」）から離脱した。憲法第90条は、国際協定は法律の効力を有し、憲法裁判所に上訴することはできないと定めている。

## 欧州人権裁判所

2.41 トルコは、人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約（European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms）と拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止に関する欧州条約（European Convention for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）及び両条約の追加議定書を批准している。これらの条約により、トルコ市民は欧州人権裁判所（ECHR）に関連訴訟を提起できるようになり、トルコはECHRの判決の実行を義務付けられる。ECHRの総審理件数の中でトルコは一貫して大きな割合を占めてきた。2024年、トルコは審理対象となった申立ての件数が最も多い国であった。申立ての件数は多いものの、申立人はまず国内の救済措置を利用し尽くすことがECHRの要件になっているため、トルコの事案について、ECHRは比較的少ない事案についてしか判決を下していない。

2.42 2016年7月に発生したクーデター未遂事件を受けて、ECHRはギュレン運動とつながりがあるとみなされたために拘禁されていたトルコ市民から多数の申立てを受理した。これらの事案を審理するため、トルコと欧州当局は2017年1月、トルコが非常事態に関する調査委員会（Inquiry Commission on the State of Emergency）を設置することで合意した。同委員会は大半の申立てを却下し、ごく一部の判決を覆した。同委員会への申立てが却下された申立人は、裁判所制度を通じて憲法裁判所へ進み、同裁判所でも勝訴しなかった場合、理論的にはECHRに申し立てができる。国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）やメソポタミア正義監視機構（Mesopotamia Observatory of Justice）など調査委員会を批評する機関によると、同委員会は審理速度が鈍く、政治化しており、機能不全に陥っている。国内情報源はDFATに対し、トルコが個々の申立人を釈放し、補償することによりECHRの判決を実行に移した場合であっても、そもそも不当な有罪判決をもたらした問題のある法律を改正していないと語った。

## オンブズマン機関

2.43 トルコは行政サービスの提供に関する独立した苦情処理機構として、2012年にオンブズマン機関を設置した。オンブズマン機関は、公的行為が法律、公平性の原則及び人権を遵守しているかどうかに関して捜査・調査し、勧告する権限を有している。同機関は個人の申立てを受理できるが、大半は公務員、司法部門及び治安部隊の活動に関する苦情に対処する。人権に関するものは、事案全体のわずか1パーセント程度にすぎない。人権を促進する役割を担う他の政府機関として、法務省（Ministry of Justice）の人権局（Human Rights Department）、議会の人権委員会（Human Rights Commission）及びトルコ人権・平等機関（HREIT）がある。

## 国家人権機関

2.44 「トルコの人権・平等機関に関する法律（Law on Human Rights and Equality Institution of Turkey）」（2016年）に基づき、トルコの国家人権機関（NHRI）としてトルコ人権・平等機関（HREIT）が設立された。HREITは、2012年6月から活動していたトルコ人権機関（Human Rights Institution of Turkey）に代わる機関である。その中核的機能は、監視、調査結果・勧告・意見の公表、苦情処理、法的支援、政府・議会・他機関への助言、人権擁護家の活動支援、市民社会団体との協力、及び意識向上活動である。

2.45 2021年、HREITは国家人権機関向けの国連認定機関である、国家人権機関世界連盟（GANHRI）に認証評価を求めて申請した。2022年、HREITはGANHRIから「B」認定を受けた。これは、国家人権機関に関するパリ原則に基づくGANHRIの基準に一部準拠しているという意味である。複数のNGOと国際オブザーバーは独立性に欠けるとしてHREIT（及びその前身機関）を批判しており、独立性を欠く理由として、申請を却下する頻度が高いこと、政府の監督下にあり、政府が資金を拠出していること、11人の理事会メンバーのうち8人が内閣、残りの3人が大統領によって指名されていることを指摘した。

## 治安情勢

2.46 トルコは、南東部における政府治安部隊とPKK間の長期にわたる紛争、シリアとイラクにおける紛争へのトルコ軍の関与、テロ攻撃の脅威など国内治安及び対外安全保障に関する様々な課題に直面している。

## 武力紛争

2.47 トルコ政府とPKK間の停戦が2015年7月に崩壊して以降、トルコ軍はトルコ南東部の複数の県で治安作戦を実行してきた。これらの作戦には、歩兵隊、砲兵隊及び機甲部隊のほか、トルコ空軍も関与してきた。国際危機グループ（International Crisis Group : ICG）によると、2014年7月から2024年7月にかけて、この紛争に関連する衝突又はテロ攻撃で少なくとも7,040人が死亡した。死者には、民間人、国家治安部隊員、所属不詳の人々及びPKK戦闘員が含まれている。衝突は2023年と2024年を通じて続いたが、そのペースは過去数年よりも鈍化した（「クルド人」及び「超法規的殺害」を参照）。2025年3月、PKKは武装解除し、解散すると発表した（「国の概要」を参照）。

2.48 トルコは2016年以降、シリアとイラク北部において治安作戦を展開してきた。その目的は、国境を確保し、トルコ領土に攻撃を仕掛けるクルド人戦闘員の能力を低下させることにあった。トルコは2016年以降、シリア北部の諸地域（アル・バーブ（al-Bab）、アザズ（Azaz）、ジャラーブルス（Jarabulus）、ラジョ（Rajo）、タル・アブヤド（Tal Abyad）、ラス・アルアイン（Ras al-Ayn）など）を占領してきた。2024年12月にシリアのアサド政権が崩壊して以降、トルコが支援する反政府部隊は領土を更に占拠している。トルコの占領は物議を醸している。一部のオブザーバーは、アラブ人定住者の利益のためにクルド人住民を意図的に強制退去せざるなど人権侵害を犯したとして、トルコ軍とトルコが支援するシリア民兵組織を非難してきた。

2.49 トルコ軍は、イラク北部でPKKを標的にした越境作戦も実行し、同地域で基地を維持している。2024年7月、エルドアン大統領は、イラク北部における軍事作戦をまもなく終結させると語ったが、本書の執筆時点では撤退は行われていなかった。

## テロリズム

2.50 トルコでは、遅くとも1960年代以降、様々なテロ集団が活動してきた。この中には、左翼集団、PKKやクルディスタン解放の鷹（TAK）といったクルド人集団、イスラム国（IS、ISIL、ISIS又はダーイッシュ（Da'esh）としても知られる）といったイスラム主義組織が含まれる。これらの集団は様々な時期に、全国各地で治安部隊や市民に対し攻撃を行ってきた。攻撃は2015年から2016年頃にピークに達し、イスラム国、TAKその他の集団は、数十人が死亡したアンカラ、イスタンブール及びガズィアンテプでの爆撃、57人が死亡したイスタンブールのナイトクラブでの銃乱射、48人が死亡したイスタンブールのアタテュルク空港での銃撃と自爆テロ攻撃など、多数の死者を出す攻撃を複数実行した。

2.51 トルコ治安部隊による継続的な対テロ作戦の後、テロ攻撃は近年減少している。とはいえ、潜在的なテロの脅威は依然として残っている。2022年11月、イスタンブールのイスティクラル通り（Istiklal Avenue）で爆発があり、6人が死亡、81人が負傷した。トルコ当局はPKKとシリア民主軍（Syrian Democratic Forces : SDF）を非難したが、いずれの集団も犯行声明を出さなかった。2023年10月、自爆テロ犯がアンカラの内務省（Ministry of Interior）近くで爆破装置を爆発させ、警官2人が負傷した。この事件はPKKが犯行声明を出した。2024年1月、覆面をした襲撃者がイスタンブールのローマ・カトリック教会を攻撃し、1人を殺害した。この事件はイスラム国が犯行声明を出した。2024年10月、PKK戦闘員がアンカラ近くにあるトルコの航空宇宙工場で銃撃と自爆テロ攻撃を行い、5人（及び戦闘員2人）が死亡し、22人が負傷した。

### 3. 難民条約に基づく申立て 人種／国籍

3.1 憲法第10条は、全ての個人は言語又は人種を問わず平等である、と定めている。第66条は、トルコ市民は誰もが「トルコ人」である、と定めている。第42条は、どの教育機関においてもトルコ市民に母語としてトルコ語以外の言語を教えてはならない、と定めている。特定の非イスラム教徒集団の文化的、言語学的及び宗教的権利はローザンヌ条約に基づき保障されている（「ローザンヌ少数派」を参照）。

3.2 民族的少数派の多くは、憲法が单一の国民性（ナショナル・アイデンティティ）を重視し、トルコ語以外の言語を従属的地位に置くことを差別的であるとみなしている。また、言語、教育及びメディアに関する政府の政策は、民族的少数派のアイデンティティを抑圧しようとする場合が多い。米国国務省（Department of State）の2023年度「人権慣行に関する国別報告書：トルコ（Country Report on Human Rights Practices for Turkey）」は、アラブ人、アッシリア人（Assyrians）、チェルケス人（Circassians）、カフェリ族（Jaferis）、クルド人（Kurds）、ラズ族（Laz）、ロマ族（Roma）及びヤジディ教徒（Yazidis）などの民族的及び宗教的少数派は、「その言語学的、宗教的及び文化的権利を全面的に行使することを認められていない」と記述している。

#### クルド人

3.3 クルド人は、トルコ南東部、イラン北西部、イラク北部及びシリア北部に原住する民族言語集団である。本書執筆時点での数値は入手できなかったが、国際オブザーバーは約1,500万人のトルコ市民がクルド人であると推定している。クルド人の大半はクルマンジ語（Kurmanji）（一般的にクルド語と呼ばれる）を話すが、ザザ語（Zaza）又はソラニ語（Sorani）を話すクルド人も少数ながらいる。クルド人の多くは身体的に他のトルコ人とは区別がつかないが、一部は浅黒い肌や顔の特徴、また、なまりや衣服といった民族的特徴によってクルド人と特定される可能性がある。クルド人の大半は逊尼派（Sunni）イスラム教徒であるが、ほとんどのトルコ人が信奉するハナフィ（Hanafi）学派ではなく、シャーフィー（Shafi'i）学派である。トルコの宗教当局は両学派を同等に有効であると考えている。シャーフィー学派の信奉者は、宗教的理由に基づいて差別にさらされることがない。

3.4 クルド人は伝統的に、クルド人が多数派の民族集団を形成するアナトリア（Anatolia）南東部と、クルド人が重要な少数派であるアナトリア北東部に集中している。また、イスタンブールや他の主要都市でも相当な数のクルド人が暮らしている。トルコの東部と南東部は国内の他地域と比べ歴史的に発展が遅れており、所得は低く、貧困率が高く、産業が少なく、政府投資も少ない。ここ数十年間、クルド人の多くが紛争から逃れ（「治安情勢」を参照）、経済的機会を求めてトルコ西部へ移住してきている。

3.5 クルド人コミュニティは様々な政治的見解と社会経済的背景を包含しており、多様である。特に農村部で伝統的な生活を送るクルド人もいれば、高度に同化し、他のトルコ人と区別するのが困難なクルド人もいる。一部のクルド人は、PKKの思想と手法を支持しているが、多くは反対している。AKPは折に触れて、保守的なクルド人から相当な支持を集めてきた（AKPはクルド人の国会議員を擁し、クルド人の閣僚も出している）。しかし、クルド人の多くは、クルド民族主義と融合した左派の社会民主主義政党である人民平等民主党（DEM）を支持している。こうした多様性があるにもかかわらず、一部の非クルド系トルコ市民は全てのクルド人をひとまとめにしてPKKのテロと結びつけている。

3.6 歴史的に実施してきた一連の政策は、少数派のアイデンティティが公の場で表現される（公の場でクルド語を使う、クルド語の地名を使う、クルド語の歌を歌う、クルド人の政党、特に分離独立主義者とみなされている政党を公の場で支持するなど）のを抑制することによって、民族的少数派をトルコ人が多数派を占める国家に同化させることを目的としていた。20世紀の大半の期間、「クルド（Kurd：クルド人の意）」と「クルディスタン（Kurdistan：「クルド人・語の」の意）」という言葉の使用が禁じられた。1983年から1991年にかけて、クルド語を人前で話すのは違法であり、2003年までは子供にクルド語の名前を付けるのも違法だった。このような政策は怒りを買い、トルコ政府とPKKの間で長く続けられている紛争に油を注ぐ結果になった。

3.7 AKP政権は、民族的少数派のアイデンティティの表現に対する制限を徐々に緩和した。今では、大半が公式に撤回されている。2009年、AKPはクルド語のテレビ放送を導入した。この措置はクルド語の重要性をトルコ人の多くに認識させるものと広くみなされている。公立学校ではクルド語を選択言語として教えることができ、私立学校では母語としてではないが主要言語として教えることができる。近年、当局は多くの村落や近隣地域でクルド語の地名を復活させたが、一部の事例においてはこれらの地名はその後削除された。

3.8 国内情報源の報告によると、特に地方レベルでクルド人のアイデンティティを表現する上で深刻な障壁が依然として残っており、それらはクルド語に関係していた。2024年10月、政府は「商業流通に適していない」とい



う理由により、地方で製作されたクルド人の映画（この映画は、クルド人の芸術家がトルコで直面した困難（クルド語の使用に対する制限など）を描いている）をトルコの映画館で放映するのを禁じた。2024年9月、ディヤルバクル（Diyarbakir）県シルバン（Silvan）郡の自治体が、ある公園をクルド人のヒロインの名にちなんで「リンデクサン（Rindexan）」に改称するという決定を下したが、同郡知事が、その名称が「外国語」だという理由でこの決定を却下した。また、2024年9月、内務省はクルド人が多数派を占めるディヤルバクル市（同名の県の首都）にある多言語早期児童教育センターを調査するために検査官を任命した。

3.9 2024年8月、クルド人が多数派を占めるヴァン（Van）県で政府が任命したバセサライ郡知事事務所（District Governor's Office of Bahcesaray）は、クルド人の結婚式がPKK加入への「入り口」を提供しているという理由で、結婚式はジャンダルマ（地元警察）の許可を得なければならないと宣言した。ヒューマン・ライツ・ウォッチが2024年8月に伝えたところによると、一部の県では、クルド語の歌に合わせてハライ（halay：伝統舞踊）を踊ったところ、それがPKKに「士気と動機」をもたらしたとして、結婚式に招待された客が「テロリストのプロパガンダを拡散した」罪で起訴される結果となった。トルコのメディア・法律研究協会（Media and Law Studies Association）は2024年3月、政府は2019年以降クルド語で行われるコンサートと文化イベントを少なくとも28件禁止したと報告した。

## クルド人に対する社会の取扱い

3.10 国内情報源はDFATに対し、クルド人は特にクルド人が少数派であるトルコ西部の諸地域で、あからさまな人種差別や言葉による攻撃、身体的暴行を経験することがあると語った。2024年8月、イラク系クルド人の実業家がイスタンブールで刺殺された。この男性の家族は、彼が電話でクルド語を話していたのを聞きつけられた後で標的にされたと断言したが、トルコ政府はこの主張に異議を唱えた。また、2024年8月、警察は、北西部のバルケスィル（Balikesir）市の地元公園でクルド語の歌を聴いていたとして建設作業員3人を殴打し、拘禁した。2023年、トラブゾン（Trabzon）でクルド人の建設作業員6人は、大音量で音楽を聴いていたとしてリンチ（私刑）されそうになつた。2022年、アンタルヤ（Antalya）でクルド人大学生3人が30人のグループに襲撃された。2021年7月、コンヤ（Konya）でクルド人の7人家族が殺害され、自宅が放火された。当局は長く続く家族間の争いに原因があるとしたが、クルド人活動家らはこの襲撃が人種差別に起因するものであると主張した。

3.11 国内情報源はDFATに対し、ヘイトスピーチを禁じる法律はクルド人やその他の民族的少数派を人種差別的虐待から守るためにではなく、政府を批判する人々を沈黙させるために利用されていると語った。例えば、非クルド人のサッカーファンがクルド人のサッカーチームに人種差別的発言を浴びせたが罪に問われなかった一方、サッカーの試合で平和を訴える横断幕を掲げたクルド人サポーターはテロリストのプロパガンダを拡散したとして逮捕されたと伝えられている。

3.12 どの法律も、クルド人（又はその他の民族的少数派）が公共又は民間部門で職を得ること、公人としての生活に参加すること、あるいは他のトルコ市民が利用できる政府の保健・教育サービスを利用することを禁じていない。それにもかかわらず、国内情報源はDFATに対し、クルド人は、特にクルド語でのサービスを概して利用できない西部でうまくトルコ語を話せなければ、医療などのサービスを利用する際に差別を経験するがあると語った。クルド人の多くは政府、公務及び軍隊で任に当たっているが、従来から上級職に占める割合が相対的に低い。

## トルコ治安部隊・PKK間の紛争

3.13 1978年以降PKKが主導し、トルコ治安部隊が対抗する反政府活動によって、およそ4万人が死亡したほか、およそ300万人が住む場所を失っている。2015年にトルコ政府とPKKの間で締結された停戦協定が崩壊した後（「治安情勢」を参照）、戦闘が激化した。2015年から2017年にかけて、クルド人が多数派を占める地域の都心で発生した暴力によって、数百人の市民、国家治安部隊員及びPKK戦闘員が死亡したほか、およそ35万人が国内避難を余儀なくされた。

3.14 2015年から2019年にかけてトルコ南東部でPKKに対する治安作戦が展開されたことで、住民の多くが大きな影響を受けた。両陣営とも人権侵害（PKKによるテロ攻撃と誘拐、トルコ治安部隊による恣意的逮捕、拷問、強制失踪及び超法規的殺害など）で告発された。紛争によって大規模な国内避難が発生した。2015年7月から2017年7月までの間に、およそ10万人が自宅を失い、最大で40万人が近隣の郊外や市町村又は国内の他の地域への移動を強いられた。

3.15 2017年以降は都市部における治安作戦の展開速度が落ち、戦闘が国境を越えてイラクとシリアに移動したことで、状況は著しく緩和された。国内情報源はDFATに対し、一般的に言えば、トルコにおけるクルド人にとっての治安情勢は、1990年代や2015年と2016年の「都市戦闘」時よりも良くなつたと語った。また、超法規的殺害や強制失踪も今はまれであるとも語った。しかしながら、国内情報源と国際オブザーバーは、恣意的拘禁や過剰な武力の行使、拘禁中の拷問など他の侵害行為は継続していると報告した。例えば、米国国務省によると、トルコ当

局は南東部での対PKK作戦を推進するため、観光客や住民の移動を制限することがある夜間外出禁止令や「特別警備地区」指定を引き続き利用している。PKK指導者のアブドラ・オジャラン (Abdullah Ocalan) 受刑者が2025年2月にPKKの武装解除を呼び掛けたことを受けて、PKKは2025年3月に一方的な停戦を宣言し、2025年5月には解散を発表した（「国の概要」を参照）。

3.16 トルコ国内におけるクルド人への相対的取扱いは、その地理的位置、クルド人の政治運動に対する関与の度合い及びクルド人の民族的及び言語学的アイデンティティの表現度合いにより異なる、とDFATは評価している。国内南東部のクルド人が多数派を占める地域においては、政治活動に関わらないクルド人が治安部隊による嫌がらせ（治安作戦が活発に展開される期間中は高まる）という形で公的差別を受ける低度のリスクに直面している。このようなクルド人が多数派を占める地域の場合、クルド人は一般に社会的差別を受ける危険にさらされない。

3.17 クルド人政治家、人権擁護家及び政治活動家は、実際の関与の度合いを問わず、監視、嫌がらせ、テロ活動疑惑での逮捕及び訴追という形により、全国で公的差別を受ける高度のリスクに直面している、とDFATは評価している。クルド人が少数派である地域、特にアナトリア中部においては、その民族的及び言語学的アイデンティティを公然と表明するクルド人が、超国家主義者のトルコ人からヘイトクライムという形で社会的な暴力や差別を受ける低度のリスクに直面している。ただし、このリスクはPKKやその傘下に入るとされる組織に関する国内及び地方の出来事に基づいて高まるおそれがある。文化的に同化したクルド人は一般に、公的又は社会的な差別や暴力を受ける危険にさらされない。

## ヤジディ教徒

3.18 ヤジディ教徒は、歴史的にイラク北西部に集中しているが、トルコを含む近隣諸国でも居住が確認できる宗教集団である。その独特で融合的な宗教は、ゾロアスター教、イスラム教及びキリスト教の信条と実践による影響を受けている。一部のヤジディ教徒は民族的にクルド人であると自認しているが、他のヤジディ教徒は自身が独自の民族的アイデンティティを有していると考えている。

3.19 近年になってトルコに居住しているヤジディ教徒の大半は、イラクとシリアにおける紛争から逃れてきた難民である。こうした難民はほぼ全員が、その後オーストラリアを含む第三国に再定住している。これよりもはるかに少ないヤジディ教徒が、トルコにおける長期居住者である。国内情報源は、その人数について正確な数値をDFATに提供することができなかつたが、2017年にヤジディ文化財団 (Yazidi Cultural Foundation) はトルコのヤジディ教徒人口を377人と推定した。

3.20 トルコにおけるヤジディ教徒人口が小規模であることから、その取扱いに関する情報は乏しい。国内情報源はDFATに対し、ヤジディ教徒は社会的差別にさらされ、その財産を時折違法に押収されていると語ったが、具体的な事例を提供できなかつた。最新の重要な事件は2020年3月に起きた。南東部のマルディン (Mardin) 県で300年の歴史があるヤジディ教徒の墓地が荒らされたのである。2020年6月、トルコは対PKK軍事作戦の一環として、イラク国内でヤジディ教徒コミュニティが居住しており、トルコ側の主張ではPKKが基地を築いていると伝えられている地区を標的にした。

3.21 2014年と2015年にイラクでイスラム国がヤジディ教徒を虐殺した事件は、文書で十分に裏付けされている（「イラクに関するDFAT国別情報報告書」を参照）。著名な人権弁護士団体であるヤジディ司法委員会 (Yazidi Justice Committee : YJC) の2022年度報告書の記述によると、トルコ政府はイスラム国の戦闘員がトルコ国境を自由に越えるのを認め、トルコ国内のイスラム国関連組織に訓練を施すなどして、直接的及び間接的にイスラム国のヤジディ教徒に対する虐待を支援した。トルコ政府はこの主張を否定している。

3.22 ヤジディ教徒コミュニティの規模の小ささやトルコ南東部におけるヤジディ教徒の居住地、難民コミュニティとの関係を踏まえれば、トルコのヤジディ教徒が中度の社会的及び公的差別に直面する可能性は高い、とDFATは評価している。

## 宗教

3.23 憲法第2条は、トルコを世俗主義国家と定義している。第10条は、全ての個人は哲学的信念、宗教又は宗派を問わず、法の前では平等であると定めている。第15条は、何人も自己の宗教を明かすことを強制されなければならないと定めている。第24条は、良心の自由及び宗教的な信念と確信に対する権利を保障している。トルコは伝統的に世俗主義を、宗教の慣行や礼拝所を含む宗教コミュニティに対する国家による統制を必要とするものと解釈してきた。ディヤネト（宗務庁）はイスラム教の慣行を管理し、宗教団体総局（バキフラール）が他の全ての宗教を管理している。

3.24 トルコ政府は人口の99パーセントがイスラム教徒だと主張しているが、この数値は国内における宗教の多様性の全てを反映してはいない。大半の推定値によれば、アレヴィ派（全員がイスラム教徒だと自認しているわけではない）が最大の宗教的少数派であり、人口の10～30パーセント又は1,000～2,500万人を構成している。シア

派ジャファリ (Ja'fari) コミュニティは人口の最大4パーセント、およそ300万人を構成していると主張しているが、この数値を検証するのは困難である。同コミュニティは主に東部で暮らしている。最大50万人のアラウィ派 (Alawite) がシリアに隣接する南部地域、特にハタイ (Hatay) 県で生活していると伝えられている（この数値には、2011年以降にトルコへ逃ってきたシリア人アラウィ派難民が含まれていない）。トルコにおけるイスラム教徒コミュニティ（スンニ派と非スンニ派）間の関係は概して円満であり、一部の近隣諸国で経験するような宗派間の分裂もない。

3.25 トルコの非イスラム教徒の宗教的コミュニティは小規模である。国内には様々な宗派のキリスト教徒がおよそ16万5千人いる。最も大きい宗派はアルメニア使徒正教 (Apostolic Orthodox Christians)、シリア正教 (Syrian Orthodox Christians)、ローマ・カトリック (Roman Catholics) 及びプロテスチントである（これらの数値は、ロシアが2022年にウクライナへ侵攻して以降、トルコに多数移動していたと伝えられているロシア及びウクライナ正教徒を除外している）。小規模なキリスト教徒コミュニティには、ギリシャ正教 (Greek Orthodox)、エホバの証人 (Jehovah's Witnesses)、アルメニア・カトリック (Armenian Catholics) 及びカルディア・キリスト教徒 (Chaldean Christians) が含まれる。ユダヤ人コミュニティは2万人未満である。バハーイ教徒 (Baha'i) とヤジディ教徒の小規模なコミュニティもトルコで暮らしているが、その数は不明である。非イスラム教徒の宗教的コミュニティの半は、イスタンブールや他の大都市のほか、トルコ南東部に集中している。

## 宗教に対する冒とく／侮辱

3.26 トルコは冒とくを明示的には違法としていないが、2004年刑法第216条3項は、ある集団の宗教的信念を公然と軽蔑する者は、かかる行為が公共の平和にとって潜在的リスクを引き起こす場合、6か月以上1年以下の懲役を科される可能性があると定めている。国内情報源はDFATに対し、この法律はスンニ派イスラム教徒を侮辱したとみなされる人々を訴追するために用いられることが多いが、宗教的少数派を侮辱から守るために用いられることはまれであると語った。

3.27 宗教的感受性を害する人々は、2004年刑法第216条1項に基づいて起訴されることもある。この法律の条項は、「公衆の一集団が、社会階級、人種、宗教、派閥又は地域に基づき異なる特徴を有する公衆の他の集団に対して嫌悪と憎悪を公然と誘発し、公共の安寧に明確かつ差し迫った危険を招く行為」を違法とし、6か月以上1年以下の懲役を科されると定めている。

3.28 これらの法律に基づき、2014年から2016年にかけて一連の訴追（2016年に預言者ムハンマド (Prophet Mohammad) を描いたフランスの漫画を再版した複数のジャーナリストを含む）が行われた。2020年、当局はイズミールにあるモスクのスピーカーシステムに複数のハッカーが侵入してイタリア語の抗議音楽を流したという「チャオ・ベラ (Ciao Bella) 事件」について、ソーシャルメディア投稿を共有した罪でCHPの党幹部を訴追しようとした。2023年5月、あるポップ歌手は、所属する仲間のミュージシャンの一人が、自分の受けた宗教教育のおかげで「道を踏み外してしまった」と冗談を言った後、嫌悪と憎悪を誘発した罪で起訴された。2023年10月、ある男性はコーランを燃やしたというソーシャルメディアの投稿記事に基づき、嫌悪と憎悪を誘発した罪で起訴された。両人とも、執行猶予付き懲役10か月の判決を受けた。2023年2月、あるフォーク歌手はアレヴィ派の聖人をあざ笑った表現を歌詞に織り込んだ後で、アレヴィ派の「道徳的及び宗教的価値を侮辱した」罪で懲役6か月の判決を受けた。この判決はその後、100豪ドル相当の罰金に切り替えられた。

3.29 宗教を公然と侮辱しているとみなされた人々が、その言論に対して刑事罰が科されるという形で公的差別を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。これらの起訴が懲役刑につながることはまれである。

## アレヴィ派

3.30 アレヴィ主義は、シーア派、スーアフィー派、スンニ派及び地元の伝統を組み入れたイスラム教の異端宗派である。アレヴィ主義を実践するアレヴィ派は主流派のイスラム教徒と同じイスラム教の經典を読むが、モスクではなくジェメヴィ (cemevi: 礼拝堂) で礼拝する。男女が並んで祈とうし、アラビア語ではなくトルコ語で礼拝し、1日5回祈とうすることは見込まれていない。アレヴィ派はラマダン期間中に断食しない。アレヴィ派の大半は自身の信仰を別個の宗教とみなしているが、一部はシーア派又はスンニ派であると自認し、あるいはアレヴィ派のアイデンティティを主に宗教的ではなく文化的な意味合いで捉えている。アレヴィ派の大半は世俗主義であり、宗教と政治の厳格な分離を支持している。アレヴィ派からの報告によると、アレヴィ派は概して当局から干渉されずに宗教儀式を執り行い、宗教的祭典を祝うことができた。

3.31 アレヴィ派の人口規模の推定値には相当なばらつきがあるが、最も信頼できる推定値は1,000万人～2,500万人である。アレヴィ派の多くはクルド人もあるが、この推定値にもやはり相当なばらつきがある（50万人～数百万人）。国内情報源はDFATに対し、クルド人のアレヴィ派は主にクルド人ではなくアレヴィ派を名乗る可能性がより高いと語った。アレヴィ派はトルコ全土に広く分布しているが、アナトリアの中部及び内陸東部、イスタン

プール及び他の主要都市に集中している。トゥンジェリ (Tunceli) がアレヴィ派信仰の中心地である。住民は圧倒的に (95パーセント) アレヴィ派である。普通のアレヴィ派は概して社会的に目立たない姿勢を保ち、日常の服装を含め自身の宗教的アイデンティティを強調しない。

3.32 トルコはアレヴィ主義を別個の宗教として認めておらず、アレヴィ派をイスラム教徒とみなしている。ジエメヴィは国家レベルでは公式の礼拝所として認められておらず、また、モスクとは異なり、建設又は保守を支援する公的資金の拠出を受けない。ECHRは2015年4月、トルコ政府はアレヴィ派の礼拝所及び宗教指導者を認めていないことによって欧州条約に違反しているとの判決を下した。その他のECHRの判決では、アレヴィ派指導者のみが自身のコミュニティの守るべき信仰を決定することができ、アレヴィ派の生徒はスンニ派のイマームが実施する義務的な宗教教育授業を免除されるべきであるとされた。一部のアレヴィ派は、そのような授業がアレヴィ派の生徒に自身の信仰について誤った情報を教えていると主張している。複数のアレヴィ派コミュニティ代表者はDFATに対し、ECHRの判決はまだ実施されていないと語った。

3.33 アレヴィ派は、アレヴィ派が多数の代表者を送りこんでいるCHP内で特に、政治の世界において際立った役割を果たしてきた。CHPの元党首であり、2023年の大統領選挙ではエルドアンのライバルでもあったケマル・クルチダルオール (Kemal Kilicdaroglu) はアレヴィ派であるが、同氏は政治家としてアレヴィ主義を強調しなかった。アレヴィ派の大半はCHPを支持しているが、アレヴィ派はAKPを含む他の政党でも議会での代表参加を達成してきた。

3.34 アレヴィ派（又は他の宗教的少数派）が公共部門で職を得ること、又は軍に入隊することを妨げる法律はない。それにもかかわらず、国内情報源はDFATに対し、「アレヴィ派が回答するのが難しいイスラムについての質問」など差別的な採用慣行があるために、アレヴィ派が公務員になるのは困難であると語った。同情情報源の主張によると、アレヴィ派が県知事、高等学校長又は高位の兵士など上級職に就くのを妨げる非公式の障壁があった。国内情報源はDFATに対し、アレヴィ派は行政サービスを利用する際、概して差別を経験していないと語った。

3.35 アレヴィ派コミュニティは過去に社会的暴力（1993年に起きたスィヴィアス (Siva) の大虐殺事件を含む。この事件でスンニ派原理主義者がホテルに火を放ったため、35人（大半がアレヴィ派）が死亡した）を受けた。現在、アレヴィ派に対する身体暴行事件はまれだが、依然として時折発生している。例えば、2022年には5か所のアレヴィ派のジェメヴィが破壊され、アレヴィ派の宗教指導者1人が宗教に動機付けられた攻撃で暴行を受けた。2019年、複数のジェメヴィとアレヴィ派の墓地や祭壇が破壊され、その上に軽蔑的な文言がペンキで描かれた。国内情報源はDFATに対し、宗教に動機付けられたアレヴィ派住宅の破壊行為が2023年に発生したと語った。

3.36 エルドアン大統領は、ジェメヴィを訪問し、また、文化省 (Ministry of Culture) 内にアレヴィ・ベクタシ文化・ジェメヴィ室 (Alevi-Bektashi Culture and Cemevi Presidency : 省内機関) を設置するなどして、アレヴィ派コミュニティに働きかけるために一定の試みを行った。アレヴィ派の多くは、依然としてこうした姿勢に懐疑的である。国内情報源はDFATに対し、エルドアン大統領はアレヴィ派の礼拝を音楽劇に例えた発言をし、また、同大統領が2023年にアレヴィ派の礼拝施設を視察した際、大統領の職員がアレヴィ派聖人の肖像画を取り外し、アタテュルクの肖像画のみ残すよう要求したと語った。

3.37 アレヴィ派がアレヴィ派の礼拝所や個人住宅に対する時折の破壊行為という形で公的及び社会的差別を受ける低度のリスクに直面している、とDFATは評価している。アレヴィ派は別個の宗教として公認されることによる恩恵を享受しないが、概して自由に礼拝し、政治を含むトルコでの生活の大半の分野に参加することができ、また、他のトルコ人と同様に概して行政サービスを利用することができる。クルド人アレヴィ派は、アレヴィ派とさえ名乗っておけば、宗教に基づく更なる差別に直面することはない。

## 公認宗教集団（「ローザンヌ少数派」）

3.38 オスマン帝国の解体を正式に決め、近代トルコの基礎を築いたローザンヌ条約 (Treaty of Lausanne、1923年) は、トルコにおける「非イスラム教徒少数派」の権利を保障した。政府は伝統的に、この文言を当時のトルコにおける3つの主要な宗教的少数派、すなわち、アルメニア使徒正教会キリスト教徒 (Armenian Apostolic Orthodox Christians)、ギリシャ正教会キリスト教徒 (Greek Orthodox Christians) 及びユダヤ教徒（まとめて「ローザンヌ少数派」として知られている）を指すと解釈してきた（トルコはこれらの集団を正式に「非イスラム教徒少数派」と呼んでいる）。

3.39 1923年以降はその人口がいずれも著しく減少しているローザンヌ少数派は現在、主にイスタンブールやトルコ西部に位置する他の主要都市に住んでいる。ローザンヌ少数派は、特定の権利（既存の宗教財團を維持する権利、新たな礼拝所を建設する権利、宗教学校を設立・運営する権利など）を享受している。ローザンヌ少数派出身の国内情報源はDFATに対し、ローザンヌ少数派は宗教的な行事や儀式を執り行うことなどによって自由に礼拝することができると語った。

3.40 ローザンヌ少数派が特別な地位を与えられているにもかかわらず、トルコ政府はローザンヌ少数派の指導体制又は管理構造（キリスト教徒の家父長制又は主任ラビなど）を法人格と認めていないため、ローザンヌ少数派

は財産を購入し又はその所有権を維持することができず、法廷で権利を主張することもできない。また、これは、ローザンヌ少数派が銀行口座を合法的に開設できず、運営する学校の教師の採用も、授業料の請求もできないことを意味し、授業料については、国内情報源によると、授業料ではなく慈善「寄附金」として集めなければならないことを意味する。

3.41 ローザンヌ少数派（及び他の宗教的少数派コミュニティ）は、個々の宗教財産を保有・管理するために、別個の理事会を有する独立財団に依存している。これらの財団は、トルコ政府が2013年に以前の規則を廃止して以来、新たな規制を導入していないため、理事会の会員構成を更新できないでいると伝えられている。

3.42 トルコはオスマン帝国後期と共和国時代の初期に、ローザンヌ少数派コミュニティ（及び他の宗教的少数派）から相当な量の財産を没収した（1915年から1930年代中期頃までの期間。ただし、同様の政策が1960年代まで継続された）。2001年以降、特に2011年の政令が発布されて以降、トルコ政府は（評価額が10億米ドルを超える）1千点以上の財産を返還し、ほかの財産について補償金を支払った。複数のコミュニティが遅延又は拒否について苦情を訴えている。国内情報源はDFATに対し、2024年時点で没収された財産の20パーセントしか返還又は補償されていないと語った。2011年の政令は、他の宗教的少数派又は1936年より前に押収された財産には適用されない。

## アルメニア人

3.43 国内情報源はDFATに対し、アルメニア人は義務的な兵役に就いている間、いじめや差別的な取扱いを受けたと語った。アルメニア人がオスマン帝国の最後の数年間、苦痛に耐えた日々の記念日として記憶する2011年4月24日、トルコに住むアルメニア人市民が兵役を務めている間に同僚の徴集兵によって射殺された。この殺人犯はその後、懲役16年の刑を宣告された。BIAニュース通信社による2024年の記事は、元アルメニア人徴集兵が所属軍隊の前で自身の宗教的アイデンティティを発表することを強いられ、また、オスマン帝国の最後の数年間で耐えた苦痛について司令官と相対した様子を伝えた。2024年6月、国内情報源はDFATに対し、アルメニア人徴集兵が近年死亡した事件について語り、この徴集兵は過度な「重労働」を強いられていたと主張した。2020年6月、当局はイスタンブールのアルメニア系教会の柵から十字架を取り外し、壊した人物を5年間収容した。

## ギリシャ人

3.44 トルコにおけるギリシャ人の数は、1914年、1923年及び1964年の大量追放によって20世紀中に急減した。現在、トルコに住むギリシャ人はおよそ2千人のみであり、その大半はイスタンブールで生活している。少数はインブロス（Imbros）島でも暮らしており、同島では近年、ギリシャ人が学校と企業の再建に成功している。国内情報源の報告によると、ギリシャ人は自由に礼拝することができ、概して日常生活では差別を経験していないが、ギリシャとトルコ間に緊張関係が生じれば、この状況は変わる可能性がある。他の少数民族と同様に、トルコ国内でギリシャ人に対する散発的な暴力事件に関する報告が時折あった。2019年5月、86歳のギリシャ正教徒の男性が自宅で殺害されたが、殺害理由は、彼の宗教に関係していたと伝えられている。

## ユダヤ人

3.45 トルコ国内には、およそ1万6千～1万7千人のユダヤ人がいる。特に2023年10月7日のハマスによるテロ攻撃と、それに続くイスラエル・ハマス戦争の後、トルコでは反ユダヤ主義に関する懸念が高まっている。2023年に起きた事件としては、タクシー運転手がユダヤ人を乗車させないと断言した事件、書店の店主が書店の窓に「ユダヤ人お断り」と書いた貼り紙を掲示した事件、イズミールのエツ・ハイムシナゴーグ（Etz Hayim Synagogue：ユダヤ教の教会で文化遺産）が破壊された事件などがある。2019年、モロトフ・カクテル（Molotov cocktail：火炎瓶）がイズミールのベス・イスラエル（Beth Israel）シナゴーグに投げ込まれた。トルコのユダヤ人コミュニティは、メディアや政府高官が用いる反ユダヤ主義の言辞について懸念を表明してきた。DFATは、トルコにおける近年のユダヤ人に対する身体的暴力を把握していない。

## ローザンヌ少数派に対する取扱い

3.46 ローザンヌ少数派は法的保護を享受しているにもかかわらず、国内情報源はDFATに対し、ローザンヌ少数派のメンバーは依然として差別を経験することがあると語った。事例としては、学校や軍隊でのいじめ、メディアや政治家によるヘイトスピーチ、ローザンヌ少数派によるとアルメニア人、ギリシャ人及びユダヤ人を「裏切り者」として描いている、学校カリキュラムの教材などがある。ヘイトスピーチは、トルコとギリシャ、アルメニア又はイスラエルの間の緊張関係が高まった時にピークに達する傾向があると伝えられている。国内情報源はDFATに対し、少数派コミュニティに対するヘイトスピーチは地方紙に印刷されることが多く、国内外メディアの注目を逃れていると語った。

3.47 ローザンヌ少数派（又はほかの宗教的少数派）のメンバーが公共部門で就職又は昇進することを妨げる公的な制限は一切なく、憲法第70条は全てのトルコ人が公務に就く権利を有していると明記している。それにもかかわらず、国内情報源はDFATに対し、一般に非イスラム教徒や特にアルメニア人は、宗教及び／又は民族に基づいて公務部門や警察における雇用対象から除外されることが多いと語った。非イスラム教徒やアルメニア人は、その

国民IDカードから特定できると同情報源は述べている。また、宗教的少数派のメンバーが政府や軍の上級職に就いているのを見るのはまれであるとも語った。DFATは、民間部門に国と良好な関係を享受している著名なユダヤ人やアルメニア人がいることを把握している。国内情報源はDFATに対し、ローザンヌ少数派は保健や教育などの行政サービスを利用する際に差別を経験していないと語った。

3.48 ローザンヌ少数派の権利は憲法で保障されているものの、そのメンバーが政府職員による排他的雇用慣行や時折のヘイトスピーチという形で公的差別を受ける全体的に見て中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。これは、特にアルメニア人やユダヤ人に当たる。ローザンヌ少数派のメンバーが、時折のいじめ、ヘイトスピーチ、散発的な身体攻撃という形で社会的な差別や暴力を受ける低度のリスクに直面している。軍隊に就くアルメニア人がいじめや嫌がらせという形で差別を受ける中度のリスクに直面しており、人種差別による攻撃という形で暴力を加えられる低度のリスクに直面している。

## その他の未公認宗教集団

3.49 未公認宗教集団（バハーイー教徒、ヤジディ教徒、プロテスタント、エホバの証人など）のメンバーは、学校運営、礼拝所の公式登録又は国から没収された財産の返還要求に関して、ローザンヌ少数派と同じ権利を享受してはいない。未公認宗教集団は概して当局者から干渉されることなく礼拝を行うことができるが、新たな礼拝所を登録することができるのはまれである。

3.50 米国国務省の2023年度「信教の自由に関する報告書：トルコ」によると、エホバの証人は個別に説教する際や公共の場で、「公序を乱す行為」又は「歩道を占領する行為」を理由に罰金を科されることが極めて多かった。DFATは、未公認宗教集団が所有する財産に対する破壊行為やその聖職者に対する脅迫に関する報告が時折あることを把握している。このような脅迫に対応して警察は保護を提供したが、一部のコミュニティは警察の対応が常に十分であるとは限らないと主張している。

3.51 未公認宗教集団が公的及び社会的差別を受ける低度のリスクに直面しており、これはローザンヌ少数派やアレヴィ派が直面するリスクの程度に相当する、とDFATは評価している。

## 無神論者

3.52 シンクタンクのアンカラ研究所（Ankara Institute）が2023年に実施したトルコ国内の宗教的信条に関するアンケート調査で、回答者のおよそ2パーセントは無神論者を自認していることが明らかになった。トルコ憲法は、トルコ共和国を世俗主義国家と定義しており、国家の秩序の「基礎をたとえ一部でも」宗教的教義に「置く」ことを禁じている。

3.53 無神論者は法的にその信念を表明する権利を有しており、一部の人々はオンラインやメディアで積極的にそうしているが、国内情報源によると、無神論者は信仰深いトルコ人から批判や言葉による虐待を受けることが極めて多かった。一部の無神論者は、信心深い家族から脅され、身体的に虐待されていると報告した。米国国務省によると、無神論者が学校における義務的な宗教教育を免除されるのはまれである。国内情報源によると、宗教を公然と批判する無神論者は、2004年刑法第216条3項に基づき標的とされることがあった。また、無神論者はその多くが差別を恐れて雇用主に自身の信条を隠さざるを得ないように感じていると報告した。無神論者の大半は、その国民IDカード上にイスラム教徒として表示されていると伝えられており、国内情報源によると、宗教的信条を放棄した後でもこの表示を変えようとする無神論者はほとんどいなかった。

3.54 積極的に信条を表明するトルコの無神論者は、宗教を公然と軽視した罪で2004年刑法に基づく起訴という形で公的差別を受ける低度のリスクに直面しており、言葉による虐待やオンラインでの虐待及び雇用差別を受けるおそれという形で社会的差別を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。極めて信心深い又は保守的な家族に属する無神論者が言葉による（時折、身体的）虐待を受ける中度のリスクに直面しているが、これは個々の家族やコミュニティの状況によって決まる事になる。

## （実際の又はそうであるとみなされた）政治的意見

3.55 トルコは、政治的に多様である。様々な政治的見解や思想が議会や他の政府レベル、コミュニティにおいて表明されている。憲法には政治的意見、集会及び表現の自由を保障する条項が多数あるが、これらの条項の大半には国家安全保障上の理由に基づく制限を認める但し書きが盛り込まれている。政府は過去20年間にわたって、特に2013年のゲジ公園（Gezi Park）における抗議デモや2016年のクーデター未遂事件の後は、ますます政治的反対派を弾圧しようとしてきた。政府はこのために、対テロ法、名誉毀損罪での訴訟、及び2016年から2018年にかけて非常事態が宣言されている間に可決された様々な法律など、多種多様な手段を用いている。

## テロ対策法

3.56 過去10年間にわたって、トルコ政府はテロ行為の嫌疑で数千人を拘禁してきた。この中には、PKKやギュレン運動とのつながりを疑われている人々が含まれる。トルコは、ギュレン運動をフェトフッラー派テロ組織（FETO）又は並列国家構造（Parallel State Structure : PDY）と呼んでいる。PKKは多くの政府（オーストラリアを含む）からテロ組織に指定されているが、ギュレン運動はトルコ国外でそのような組織として広く認識されてはいない。起訴された人々の一部はテロに直接関与してきたが、他の人々は裁判で証拠がほとんど又は全くないまま有罪判決を受けてきた。こうした裁判は、政治的動機に基づいており、人権擁護家や政府を批判する人々を沈黙させることを目的としているとして広く批判されている。

3.57 テロに関する主要な国内法は、「テロとの戦いに関する法律（Law on the Fight against Terrorism）」（1991年テロ対策法、直近の改正は2019年）と2004年刑法の関連条項（犯罪組織に対処する第220条及び武装組織に対処する第314条を含む）である。これらの法律は、ECHR、国連人権理事会（UN Human Rights Council）及び恣意的な拘禁に関する国連作業部会（UN Working Group on Arbitrary Detention）などから、曖昧であり、過度に広義であるとして批判してきた。

3.58 トルコ法は法律第6722号（2016年）に基づき、対テロ作戦に関与した官僚に高度の不処罰を認めている。遡及して適用される同法は、対テロ作戦に参加した兵士又は市民をいかなる不法行為であろうとも、起訴するためには行政当局の許可を取得することを義務付けている。拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する国連特別報告官の2017年度報告書によると、同法は対テロ部隊に事実上の不処罰を認めており、このことが同部隊により行われた拷問又は虐待疑惑の捜査を、不可能ではないが困難なものにしている。

## 刑事名誉毀損及び「大統領に対する侮辱」

3.59 2004年刑法の複数の条項により、トルコ国家とその象徴及び代表者に対する名誉毀損（「侮辱」と定義される）は禁じられている。第299条1項はトルコ国民、国家又は大国民議会に対する侮辱について6か月以上3年以下の懲役刑を適用し、第299条2項は政府、司法機関、軍隊又は治安組織を公然とおとしめる者に同じ刑罰を適用している。他の条項は、トルコ国旗を燃やす行為、国歌を「おとしめる」行為、公的委員会を侮辱する行為及び死者の名声を侮辱する行為を犯罪化している。

3.60 2004年刑法第299条1項に基づき、大統領を侮辱する行為には1年以上4年以下の懲役刑を科し、その不法行為が公の場で行われた場合は刑罰が6分の1加重される。官僚は、大統領に代わって訴訟を提起することができる。国内情報源と国際人権オブザーバーによると、この法律は政府を批判する人々を沈黙させるために広く利用してきた。2023年、ドイツに拠点を置くニュース・ウェブサイトの「ターキッシュ・ミニット（Turkish Minute）」は、2014年以降、同法の下で16万人を超える人々が捜査されており、4万5千人が起訴され、1万3千人が有罪判決を受けたと報じた。様々な行為が「侮辱」とみなされてきた。例えば、ある大学生は、「ウズベキスタン大統領」についてあざ笑うようなコメントをした後、エルドアン大統領を侮辱した罪で2023年に起訴された。

3.61 名誉毀損訴訟の大半はジャーナリストに適用されてきたが、訴訟は作家、政治家、スポーツ選手、学生、学者及び児童生徒に対しても提起されてきた。2018年7月に起きたある有名な事件では、CHP指導者のケマル・キリクダログル（Kemal Kilicdaroglu）が、エルドアンと彼の家族が国外送金していたと主張した後、名誉毀損により有罪判決を受け、35万9千トルコリラ（当時の為替相場で10万豪ドル）の罰金を支払うよう命じられた。最近の事案としては、2024年5月に16歳の若者が大統領の車列に向かって悪態をついたとされた後、大統領を侮辱した罪で起訴された事件や、2023年7月に14歳の児童が「ワツツアップ（WhatsApp）」グループで投稿した後に起訴された事件がある。

3.62 2004年刑法第299条に基づき起訴された事件の大半は懲役刑に至らないが、その多くは公判前勾留に時間を費やしてきた。国内情報源はDFATに対し、第299条の行使はジャーナリストと一般市民の間に威嚇と自己検閲の環境を生み出してきたと語った。

## 非常事態

3.63 2016年7月15日のクーデター未遂事件を受けて、トルコ政府は3か月間にわたる全国規模の非常事態を宣言した。非常事態宣言の目的は、「フェトフッラー派テロ組織（FETO）との闘いにおいて必要な措置を最も迅速に、かつ、実効性のある方法で講じ、できる限り速やかに正常な状態に戻すこと」であった。非常事態は7回に及ぶ3か月ずつの延長の後、2018年7月18日の深夜に終結した。

3.64 非常事態宣言により、政府は議会を通さず法令によって統治できるようになった。非常事態宣言は、法令の枠組み内で行動する行政当局に法律上、行政上、刑事上及び財政上の不処罰を認めた。2016年11月、最高裁判所（Supreme Court）は、法令は司法審査の対象でないと判示した。



3.65 政府は、非常事態宣言下で政府に幅広い権限を与える32の法令を発布した。幅広い権限の中には、ギュレン運動のような「テロ」組織とつながりがある公務員を解雇し、機関や組織を閉鎖し、裁判官を解任する権限が含まれていた。複数の人権オブザーバーは、医療施設の閉鎖から車両の冬用タイヤの使用に至るまで、非常事態とは関係のない事案を規制する法令に懸念を表明してきた。議会は、非常事態宣言の下で発布された法令の大半を恒久的に採択してきた。

3.66 2023年2月に地震が発生した後も、政府は再び3か月間の非常事態を宣言した。この期間中、政府は地震後の政府の対応を批判するソーシャルメディア投稿記事を検閲するため、「偽情報」の拡散と「挑発的な投稿」をすることを禁じる法律を利用するとともに、ツイッターを一時的に禁止したが、生存者はこれが生存者に手を差し伸べようとする救出者の活動を阻害したと訴えた。

## ギュレン運動

3.67 ギュレン運動は、1960年代にトルコで始まった宗教運動であり、その基礎はかつての急進的イスラム主義者説教師で、米国に亡命中であった2024年10月に死亡したイスラム教徒聖職者フェトフラー・ギュレンの説教に置かれている。この運動は「ジェマート」（Cemaat、「コミュニティ」）又は「ヒズメット」（Hizmet、「奉仕」）としても知られており、宗教、教育及び社会組織を巻き込む市民社会運動へと転換していった。この運動に反対する人々（元信奉者を含む）は、この運動のカルト的、秘密主義的及び非民主的性質について懸念を表明してきた。

3.68 ギュレン運動は国際的に大きな存在感があり、支持者はオーストラリアを含め、世界中で140か国に及ぶ。2016年7月にクーデター未遂事件が勃発する前、国際オブザーバーはトルコ国内のギュレン主義者を数百万人と推定していた。議会政治に公然とは関わらなかつたが、ギュレン運動は影響力が極めて強かつた。ギュレン運動は学校、調査施設及び宗教討議センターに加え、ニュースワイヤー、出版会社及び複数のテレビ局を含む企業や報道機関を運営していた。

3.69 1970年代初頭以降、ギュレン主義者はそのネットワークを活用して警察、司法部門及び情報機関を含む主要な政府職に支持者を就かせた。ギュレンとエルドアン大統領は数十年にわたって政治的に同調しており、ギュレン運動に加入することは犯罪ではなかった（国内情報源の報告によると、エルドアンとギュレンの間の親密な関係を踏まえ、AKPはギュレン運動への加入を間接的に奨励していた）。

3.70 ギュレン主義者が複数の大臣に対して反汚職運動の陣頭指揮を執った後、2013年にエルドアンとギュレンは対立した。エルドアン政権はギュレン運動と関係があると考えられた機関や個人を標的にし始め、多数の報道機関を閉鎖するとともに、数千人の警察官を解雇した。政府は2014年にフェトフラー・ギュレンの逮捕令状を発付し、2016年5月にギュレン運動を正式にテロ組織に指定した。ギュレン主義者は2016年7月に勃発したクーデター未遂事件の裏で推進力になっていたと広く考えられており、政府はクーデターを画策したとして直ちにフェトフラー・ギュレンを非難した。

## 告発されたギュレン主義者の身元

3.71 人権オブザーバーは、個人をギュレン運動に結びつける明確な基準を政府が公表していないことについて懸念を表明してきた。一部の事例では、ギュレン運動との結びつきを示す唯一の証拠が、バイロック（Bylock）というメッセージ送受信アプリの使用であった。当局はこのアプリがギュレン運動専用に作られたと主張している。当局は他にも、アスヤ銀行（Asya Bank：ギュレン運動との結び付きの容疑で政府により閉鎖された）との金融取引、ギュレン運動とつながりがある労働組合又は団体への所属、官公庁又は軍隊での早い昇進、ギュレン運動と関係がある学校に通う子供がいること、警察又はシークレットサービスからの非公開報告、ソーシャルメディアでの接触やインターネット閲覧履歴の分析、又は同僚や近隣住民から寄せられる情報に基づいて逮捕や解雇を行った。逮捕された人々の多くは自身に対する証拠を提示されず、自己弁護の機会も与えられなかった。解雇を再検討する目的で非常事態慣行調査委員会（Commission of Inquiry for State of Emergency Practices）（「人権枠組み」を参照）が設置されたが、大半の事案に関して当初の決定を支持した。

## 告発されたギュレン主義者の取扱い

3.72 2016年のクーデター未遂事件を受けて宣言された緊急事態の下、当局は一斉検挙を実施し、行政府、軍隊、警察、司法部門及び学会から、ギュレン主義者の疑いがある人々を多数解雇した。2019年、元外務省（Ministry of Foreign Affairs）職員でギュレン主義者の疑いがある人々に関する失踪や拷問についての信頼できる報告が複数あった。トルコ国家警察は、これらの報告を否定した。英国政府によると、2022年7月時点で、10万人を超える人々がギュレン運動とのつながりを疑われて逮捕されていた。33万人以上が拘禁され、1万2千人以上が収容されたままであるほか、6万7千人が依然として取調べを受けていた。13万人以上の公務員がそれぞれの役職から解任され、5千人以上の学者が解雇された。解雇又は逮捕された人々のうち、ごく少数はクーデター未遂に参加した嫌疑で告発された。大半はギュレン運動への所属疑惑に基づき逮捕されており、公務員については不適切に公職を得たという理由で逮捕された。

3.73 2016年のクーデター未遂事件後に逮捕された人々の多くは、拘禁中に拷問を受けたと伝えられている。アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) とヒューマン・ライツ・ウォッチは、殴打、ストレス姿勢の使用、食事・水・医療の提供の拒否、模擬処刑、性的暴行やレイプの事例を記録した。拷問は概して警察によって行われ、多くは非公式の拘禁施設における尋問中に、また、警察医が時折監督する中で実施された。被害者には、裁判官、検察官、警察官、兵士その他の公務員が含まれていた。また、被拘禁者は弁護士の接見（又は選択）を拒否され、長期間起訴されることなく収容されるなど他の人権侵害にもさらされた。緊急法令に基づき、「テロリスト」容疑者は起訴せずに最長30日間拘禁することができた。トルコに強制帰還させられた海外在住トルコ人の失踪など、強制失踪の疑いがある事案が複数あった（直近の事案は2024年10月）。

3.74 当局は解雇された人々のリストを公表し、国家社会保障機構（SGK）の登録システムに登録したため、該当者は公的又は民間部門で他の職を得る機会が著しく減少したほか、社会的な汚名を着せられた。解雇された人々は収入と社会的利益（医療保険の利用や退職金など）を失う。その多くは旅券を失効させられる。解雇された公務員は「15日以内に官舎から退去しなければならない」と様々な法令に具体的に記述されている。ギュレン主義者の疑いがある人々の家族も、渡航禁止及び／又は旅券の没収、資産凍結、公職からの解雇など影響を受けてきた。

3.75 2016年7月のクーデター未遂事件直後、数千人がバイロック・メッセージ送受信アプリを使用したという理由で逮捕又は拘禁された。多くの場合、バイロックの使用がギュレン運動への支持疑惑を示す唯一の証拠だった。アンカラの検察局が2017年12月にその調査結果を明らかにしたところによると、およそ1万1,500人はギュレン主義者が書いた別のアプリにより、知らずにバイロックのサーバーへのアクセスを指示された後にバイロックのアプリを使用したことで不当に告発されていた。この調査結果により、ほぼ千人の被拘禁者が釈放される道が開かれた。

3.76 2016年7月以降、ついこの前の2025年2月の事例を含め、政府はギュレン運動とつながりがあるという理由で告発されたおよそ1千社の企業を差し押え、又は管財人を任命した。NGOである外交・経済研究所（Institute for Diplomacy and Economy）の2023年報告書により、トルコ当局は2016年以降、告発されたギュレン主義者に属する資産からおよそ500億米ドルを没収していたことが判明した。同報告書はこれを、財産権に対する「恣意的かつ報復的な」侵害と形容した。

3.77 ギュレン主義者の疑いがある人々の一斉検挙は引き続き行われている。例えば、当局は2025年1月と2月に少なくとも650人を逮捕した。スウェーデンに拠点を置くNGOのストックホルム自由センター（Stockholm Center for Freedom）によると、2024年、当局はギュレン運動メンバーの疑いがある人々に対し4,902件の作戦を実施し、935人を逮捕、6,727人を拘禁した。この中には、2024年5月に13～17歳の高校生が14人逮捕された事件が含まれている。この起訴は、アパートのシェアや学習グループへの参加、一緒に映画を観に行ったことに基づいていると伝えられている。2023年12月、400人を超える警察官がギュレン主義者とのつながりを疑われて停職処分を受けた。国内情報源によると、トルコ国内で逮捕された他の人々と同様に、ギュレン主義者の疑いがある人々は依然として警察から殴打され、又は他の形態の虐待を受けることがあるものの、今は「極度の」拷問は以前よりはるかに少なくなっている。

3.78 肅清された人々の経験は一様ではなかった。肅清された官僚の中には、上級職へ再任命された者もいれば、民間部門で活躍している者もいる。国内情報源によると、告発されたギュレン主義者が政治的な復活を遂げる又はその汚名をそそぐための法的な仕組みが存在した。これは、特に本人とギュレン運動とのつながりが薄い又は偶然である（単にバイロックアプリをダウンロードしただけであるなど）場合に当てはまる。同情情報源は、これらのプロセスが恣意的で、時間がかかり、常に成功するとは限らないことを強調した。告発されたギュレン主義者がその汚名をそそぐプロセスを踏んでいる途上でDFATが本人に面会しようとした際、本人は進めている控訴手続が台無しになるおそれがあるという理由で、その面会を断った。

3.79 ギュレン運動とのつながりが疑われる海外在住のトルコ人は、特に本人が注目を集めしており、ギュレン運動に対する支援に関して実績を有している場合、その活動をモニタリング・監視されている可能性がある。モニタリングは、トルコ国家のために又はトルコ国家に代わって行動する人々などによってオンライン又は物理的に行われる場合がある。トルコ国外に拠点があるNGOのノルディック・モニター（Nordic Monitor）の報告によると、2021年5月、ギュレンとつながりがある著名な組織に関係しているトルコ系オーストラリア人は、2019年にオーストラリアの某大学で私的会合を開いている間、トルコ国家に代わって監視された。ターキッシュ・モニターによると、この人物はトルコに帰還すれば逮捕されるおそれがあった。

3.80 トルコ政府は、ギュレン主義者の疑いがある海外在住のトルコ人を追跡し、トルコへ帰還させるために全力を尽くしており、注目度の高い人物の（トルコへの）引渡しを頻繁に要請している。本書の執筆時点では、DFATはギュレン主義者の疑いがある西側諸国（オーストラリアを含む）在住の人々がトルコに引き渡された事案を把握していない。これまでギュレン運動とのつながりが疑われている海外在住のトルコ人が誘拐され、トルコに強制帰還させられた事案が複数あった（「強制失踪」を参照）。

3.81 ギュレン運動の一員であるとして告発された人々が逮捕、起訴及び拘禁中の身体的虐待という形で公的差別を受ける高度のリスクに直面している、とDFATは評価している。個人が2016年7月のクーデター未遂事件に関わった又は不適切に公職を得た若しくは職権を濫用した事実について信頼できる証拠が存在すれば、この評価は正当化される可能性がある。その他の場合、特に単にギュレン運動の一員であることは2016年のクーデター未遂事件以前は違法でなく、かつ、被告人の自己弁護する能力が限られていることを踏まえれば、ギュレン運動の一員であることに関する立証責任については信頼できる証拠基準を満たしていない。ギュレン運動の一員であるとして告発された公務員は、適正手続を踏まえず解雇に直面し、その他の多くの制裁措置を科される可能性が極めて高い。救済手段へのアクセスは遅い。ギュレン運動の一員であるとして告発された人々が汚名を着せられたり、氏名が公表されたりするなど社会的差別を受ける高度なリスクに直面している、とDFATは評価している。

## 野党政治家及び支持者

3.82 トルコでは、AKP政権が野党に対し優位性を確保しようとして多岐にわたる法的及び政治的手段を利用しているが、政界は依然として活発な争いの場となっている。一例は、2024年の地方自治体選挙において野党が相対的な勝利を収めたことである。とはいえ、野党政治家とその支持者は、その表現、結社及び集会の自由に関するものなど、様々な課題と制限に直面している。

3.83 野党政治家の逮捕と収容は、特にDEMとCHPに所属している人々にとって、珍しいことではない。2025年1月、勝利党 (Zafer Party) のウミット・オズダグ (Umit Ozdag) 党首は、エルドアン大統領の指導力を批判するコメントをした後、「大統領に対する侮辱」及び「公衆の間に嫌悪と憎悪をあおり立てた」罪で逮捕された。この事件に続き、2025年3月にはCHPのエクレム・イマムオール (Ekrem Imamoglu) イスタンブール市長が様々な汚職の容疑で逮捕されたため、広域にわたって抗議活動が行われた。

## クルド人が支援する政党 (DEM/HDP)

3.84 クルド人の利益を代表する政党は伝統的に、トルコ国家からの強い反対に直面し、親クルド人政党の多くはPKKに対する支援疑惑によって、違法であると宣言されてきた。2012年から2018年にかけて、クルド人のための主要な政治的発言は、左翼の人民民主党 (HDP) が行っていた。2021年に政府がHDPに対して閉鎖手続を開始した後、同党はDEM党の旗の下に再編成した。DEM党は2023年の総選挙で57議席、2024年の地方選挙では（総数1,400のうち）82の市長職をそれぞれ獲得した。

3.85 他の親クルド人政党と同様に、DEMとHDPはPKKに対する支援疑惑をめぐってトルコ政府から強い圧力を受けてきた。2016年、政府が「テロリスト」であるとして告発した野党政治家の議員特権を議会が剥奪したため、HDPの議員数十人が議席を無効にされ、多数が収容される結果となった。2021年3月、検事正 (Chief Public Prosecutor) は、「テロ組織とのつながり」の疑惑を理由としたHDPの閉鎖とHDPの元及び現役議員451人の政治活動禁止を要求する訴訟を提起した。2023年4月、HDPは抗弁書を提出せず、緑の左派党 (Green Left Party : YSP) の旗の下で候補者を擁立すると発表した。YSPはその後、DEM党になった。

3.86 2024年、HDPのセラハッティン・デミルタシュ (Selahattin Demirtas) 元党首は、シリア北部のクルド人の町であるコバニ (Kobani) でイスラム国が攻撃したことに対し、2014年に死者が発生する抗議活動を扇動した罪で懲役42年の刑を宣告された。デミルタシュとその支持者は、この起訴が政治的動機に基づいていると主張している。2021年のEU議会の決議は、複数の国会議員を含むおよそ4千人のHDP党員が収容されたままであると指摘している。2023年、DEM党に所属するおよそ3千人が拘禁され、319人が逮捕された。

3.87 国内情報源の報告によると、HDPとDEMの政治家は議会で身体的暴行を受けていたが、暴行を働いた者には何のとがめもなかった。また、DEMの政治家とその支持者は、平和的な抗議活動や記者会見などの公の集会の場でも暴行され、殴打されていた。こうした暴行について誰も責任を問われなかった。国内情報源によると、HDP及びDEMの上級指導者の子供らは、家族の政治的つながりを理由に行政府での雇用を拒否されていた。

3.88 複数の国内情報源はDFATに対し、任期満了となったDEMの議員は議員免責特権を持たないため、「刑務所か亡命」どちらかの選択に直面した。HDPの元議員は、政治的動機に基づいた起訴から逃れるために海外へ逃亡している。

3.89 トルコ政府は2016年9月、テロ容疑で停職処分を受けた選挙で選出された市長、副市長又は市議会議員に代わって政府が「受託者」を任命できるようにする法令を採択した。この法令は2019年の地方自治体選挙後にトルコ南東部で適用されたが、2024年選挙後に再び適用され、2025年まで継続している。2025年2月時点で、2024年3月の地方選挙で選出された野党に属する市長12人は解任され、政府が任命する受託者に取って代わられた。この市長たちの中には、PKKとのつながりがあるという嫌疑で2024年6月に停職処分を受け、懲役20年の刑を宣告されたDEMのハッキヤリ市長 (Mayor of Hakkari) と、武装テロ組織のメンバーであるとして2025年2月に懲役6年の刑を宣告されたDEMのカグズマン地方自治体首長 (Mayor of Kagizman Municipality) がいる。国内のクルド系情報源は、受託者の任命が、クルド人が自らの代表を選ぶ政治的権利行使するのを妨げる深刻な障害であると形容した。

3.90 政治活動を行う他のクルド人と同様に、クルド人が支援する政党の党員が政治的動機に基づいた起訴という形で公的差別を受ける中度のリスクに直面しており、政治集会に対応した警官による過剰な武力の行使という形で公的暴力を受ける低度のリスクに直面している、とDFATは評価している。

## 共和人民党 (CHP)

3.91 CHPの党員は他の野党と同様に、名誉毀損罪の適用や公の場での平和的な政治的表現に対する警察の弾圧など、同党員を沈黙させ、その信用を傷つけるために行うトルコ政府の様々な試みに直面してきた。国内情報源はDFATに対し、CHPの政治家はたとえ動物福祉などのテーマであっても、公共の空間で行事を開催する許可を拒否されることが多く、集会を開けば、警察が散会させようとしてしばしば過剰な武力を用いると語った。「テロ捜査」に基づいて民主的に選出された市長たちを政府が任命した受託者と入れ替える慣行は通常、クルド人が支援する政党の党員向けに留保されているが、この慣行は近年、CHPに対しても利用されるようになっている。

3.92 CHPの政治家たちは合法的な政治活動でも刑事責任を問われてきた。DFATは、CHPのある議員が政府により提起された15件のそれぞれ別個の訴訟に直面していることを把握している。AKPは議会における党員数を活用してCHP党員の議員免責特権の剥奪に関して可決投票を強制しようとしている。国内情報源によると、そのような圧力は自己検閲の雰囲気を生み出している。これらの国内情報源によると、CHP指導者たちの親族らは、家族の政治的所属を理由に行政府での職を拒否されていた。

3.93 2024年3月に地方選挙が行われて以降、クルド人のアフメット・オゼル (Ahmet Ozer) を含む数人のCHP市長が、CHPに所属する多数の市議会議員とともに拘禁されてきた（オゼルは、テロ容疑で逮捕された）。エルドアン大統領の主要な政敵であるイスタンブール市長のエクレム・イマムオール氏は2025年3月、2028年に予定されている選挙に向けてCHPの大統領候補として選出される数日前に汚職の容疑で逮捕された（イマムオール氏は、イスタンブール大学により彼の大学卒業証書が「無効」にされたことを受け、正確には立候補する資格がない）。国際報道機関とヒューマン・ライツ・ウォッチは、イマムオール氏とつながりがある100人以上（イスタンブールの2地区の市長を含む）が同時に逮捕されたと報告した。CHPは、この逮捕が政治的動機に基づいており、同党の選挙見通しを悪くさせることを意図していると主張した。

3.94 CHPの一般党員も非暴力的な公の抗議行動や集会に参加している間に逮捕されている。CHP青年部のメンバー4人は2024年3月にイズミールで、エルドアン大統領を描いた落書きをペンキで塗った後に大統領を侮辱したという理由で逮捕された。CHP党員は、1995年以降、親族の失踪に抗議している女性グループである「土曜日の母親たち」の一行とともに集会を開いたとして逮捕されている。国内情報源によると、一般党員は概して逮捕される又は警察の暴力に遭う可能性が党指導者よりも高かった。

3.95 CHPを含む非クルド系野党党員が名誉毀損訴訟その他の法的措置という形で公的差別を受ける全体的に中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。CHPを含む非クルド系野党党員が政治集会に対応した警官による過剰な武力の行使という形で公的暴力を受ける低度のリスクに直面している、とDFATは評価している。

## 抗議者

3.96 憲法第34条は、非武装の平和的な会合及びデモ行進を事前許可なく開催する権利を保障しているが、この権利は国家安全保障及び公共の秩序を理由に制限されると定めている。非常事態宣言の下、及びその後の立法機関の正常化により、この自由は特に政府に対する抗議集団が行使した場合に厳しく制限された。「非常事態法 (State of Emergency Law)」（2016年）の第9条及び第11条によると、非常事態宣言中は閉鎖区域と開放区域における集会及びデモを禁止し、延期し又はその許可取得を義務付けるための措置だけでなく、集会及びデモの区域を決定し、公表し、監督し及び解散させるための措置も講じることができる。

3.97 「デモ及び会合に関する法律 (Law on Demonstrations and Meetings)」（1983年）は、抗議活動を主催する委員会のメンバー全員に対し、行事の48時間前までに署名済みの宣言書を地区長事務所に提出することを義務付けている。また、「警察の権限と義務に関する法律、他の法律及び法令を改正する法律 (Law Amending the Law on Powers and Duties of the Police, Other Laws and Decrees)」（2015年）は、警察が検察当局に相談することなく抗議参加者を拘禁することを認めるとともに、デモ行進中に顔を全部又は一部隠す抗議参加者に懲役5年の刑を科している。

3.98 2024年現在、トルコ政府は引き続き多数のデモを国家安全保障上の理由で禁じ、多くの場合、予定されていた抗議が開始される前の段階で、関係している可能性が高い人々を拘禁した。2013年にゲジ公園で抗議デモが行われて以来、イスタンブールのタクシム広場 (Taksim Square) はデモ行進の場所として閉鎖されている。この措置は、2023年に憲法裁判所 (Constitutional Court) がそのような禁止措置は憲法で保護される権利を侵害しているとの判決を下したのにもかかわらず、講じられている。

3.99 選挙期間中、AKPと最大野党のCHPは概して大規模な集会の開催を認められたが、クルド人のDEMと小規模政党は集会の開催を禁じられるのが通常であった。イスタンブール市長のエクレム・イマムオール氏が逮捕されることを受けて、2025年3月に全国で公衆による大規模な抗議運動が行われた（「CHP」を参照）。警察は群衆を解散するために放水銃や催涙ガスを用いた。こうした警察の武力行使は、明らかな挑発に対応したケースもあれば、挑発の証拠がないケースもあった。

3.100 トルコの人権協会（IHD）によると、2023年に治安部隊は256件（入手できる最新の数値）の集会及びデモ行進に介入し、1,254人に対して56件の訴訟を提起した。2024年5月にイスタンブールでメーデー（Labour Day）のデモが行われている間、200人以上が逮捕された、また、禁止されていたLGBTQIA+のプライド行進が2024年6月に実施されている間、少なくとも15人が逮捕された。警察は、2018年、2019年、2022年及び2023年などにイスタンブールで実施された国際女性デー（International Women's Day）の行進を解散させるため、唐辛子スプレーや催涙ガスなどの武力を行使した。国際女性デーの行進は、同国の他の地域においては問題なく実施された。

3.101 複数の国内情報源はDFATに対し、警察は抗議参加者に相対する際や抗議参加者を逮捕する際、また、抗議参加者が非暴力であり、逮捕に抵抗しない時でさえ、過剰な武力を行使するのが普通であったと語った。DFATは数人の国内情報源と接触した。この数人は抗議参加者に向けた警察の暴力の結果として重傷を負い、一人は恒久的障害を抱えてしまったと証言した。これらの事案において警察に対しては措置が一切講じられなかった。2023年、IHDは抗議参加者が警察に「殴打され、負傷した」事案を3,487件記録した。

3.102 政府の政策に対して、又は女性若しくはLGBTQIA+の人々の権利など「センシティブな」社会問題をめぐつてデモ行進しようとする抗議参加者が恣意的な逮捕という形で公的差別を受ける中度のリスクに直面しており、警察対応者による過剰な武力の行使という形で公的暴力を受ける中度のリスクにも直面している、とDFATは評価している。過去に抗議活動に参加したことがあるという理由だけでは、当局からの継続的な関心又は嫌がらせを受け可能性は低い。

## メディア及びジャーナリスト（ソーシャルメディアを含む）

3.103 表現の自由と報道の自由は、憲法の複数の条項で保障されている。第26条は、市民は自身の考え方や意見を言論、記述若しくは絵画で、又は他の媒体を通じて表現し、伝達する権利を有する、と定めている。この権利には、政府当局から干渉されることなく情報や着想を受け取り、伝える自由が含まれる。第28条は、報道は自由であり検閲を受けないものとし、国家は報道の自由と情報の自由を確保するために必要な措置を講じるものとする、と定めている。しかしながら、両条項とも、これらの権利は国家安全保障、公共の秩序及び領土の保全を理由に制限されると定めている。2004年刑法、刑事名誉毀損法及び反テロ法における適用免除規定により、ジャーナリストが政府に批判的な見解を表明し、又はセンシティブなテーマを取り上げる能力が著しく制限されている。

3.104 NGOの国境なき記者団（RSF）は、この10年間トルコでは報道の自由が確実に悪化していると報告している。RSFは、2025年度「世界報道自由指数（World Press Freedom Index）」でトルコを180か国中159位にランク付けした。RSFによると、エルドアンが2014年に大統領になって以降、トルコは131人のジャーナリストを収容し、大統領を侮辱した罪で77人を起訴した。また、同期間にジャーナリスト5人が殺害された。ジャーナリストに対する司法部門の嫌がらせも依然として広く行われていると伝えられている。国内メディアによると、2024年には58人のジャーナリストが合計で135年の懲役刑を科されたほか、さらに26人のジャーナリストが逮捕された。国内NGOは、2025年1月のジャーナリストの職務の結果として、少なくとも9人のジャーナリストが逮捕され、6人が懲役刑を宣告され、5人が拘禁され、23人が尋問されたと報告した。2025年3月、反政府抗議活動を報道していた少なくとも7人のジャーナリストが様々な起訴理由で拘禁された。メディアの90パーセント以上は、トルコ政府又は政府系事業体の直接の管理下にある。

3.105 国内情報源と国際オブザーバーによると、トルコ政府は政府に批判的な報道機関を対象に報道免許を取り消し、罰金を科し、広告契約を留保することがある。RSFによると、2016年のクーデター未遂事件の後、160の報道機関が閉鎖を余儀なくされたが、その多くはギュレン運動と関係があるという嫌疑又はクルド人支持の編集姿勢によるものであった。2024年、独立ラジオ局「Acik Radyo」は、番組のゲストがオスマン帝国の最後の数年間に経験した苦難に言及した後、放送規制当局によってその免許を取り消された。2025年3月、トルコのテレビ・ラジオ最高評議会（Radio and Television Supreme Council : RTUK）は、野党系の「Sozcu TV」局が抗議運動を生放送したことに対応し、同局を10日間の営業停止処分にした。RTUKは「公衆に嫌悪と憎悪をあおり立てた」と語った。作家や出版業者も、名誉毀損、中傷、わいせつ、分離主義、テロ、国家転覆、原理主義及び宗教的価値に対する侮辱の罪で訴追を受けた。

3.106 ジャーナリストは、反テロ法に基づき「テロ組織のプロパガンダを拡散した」若しくは「テロ対策官をテロ組織の脅威にさらした」罪で、又は刑事名誉棄損法に基づき「官僚を侮辱した」、「大統領を侮辱した」、「国家機関を中傷した」若しくは「偽情報を伝達した」罪で起訴されている。国内情報源はDFATに対し、ジャーナリストは政府を批判し、デモ行進若しくは政治集会に参加し、又は左翼若しくはクルド人支持の見解を表明したとい

う理由で標的にされたと語った。2025年1月、3人のジャーナリストはシリア国内で起きたトルコによるジャーナリスト殺害疑惑に関してソーシャルメディアに投稿した後、「誤解を招く情報の伝達」と「テロリストのプロパガンダの拡散」の罪で起訴された。2024年11月、当局は極右政党に属する議員3人の強制辞任に関して偽情報を拡散したとして、ジャーナリスト2人に対する捜査を開始した。国内情報源によると、不正行為で告発されたジャーナリストの多くは保釈され、最終的に放免されるが、裁判によって引き起こされる不便さとストレスは自己検閲への強力なインセンティブ（誘因）となっている。

3.107 エルダル・スセム (Erdal Susem) とメフメト・バランス (Mehmet Baransu) の事件は象徴的なものとして挙げられる。左派系文化雑誌の発行人であるスセムは2010年、武器の不法所持と活動が禁止されているトルコ毛沢東主義共産党 (Turkish Maoist Communist Party) 向けのプロパガンダ作成の罪で起訴された。スセムは起訴内容を否認したが、現在終身刑に服している。新聞コラムニストのバランスは2020年、クーデター計画疑惑を暴露するストーリーを2010年に書いたため、テロ組織への加盟及び「秘密保持違反」と「開示禁止情報の暴露」の罪で起訴された。現在、バランスは懲役19年6か月の刑に服している。2023年7月、ECHRはトルコに対し、バランスが有する合理的な期間内に裁判を受ける権を侵害した補償として、1万6,800豪ドルを彼に支払うよう命じた。

### クルド人ジャーナリストに対する取扱い

3.108 トルコ政府は、クルド語を用いる報道機関で働くジャーナリストを標的にしてきた。また、クルド語の報道機関も標的にしてきた。例えば、2016年のクーデター未遂事件の後、政府は非常事態宣言下の緊急命令によって、クルド語の民間新聞、テレビ・ラジオ局のほぼ全てを国家安全保障上の理由で閉鎖した。当局は、現在又は以前クルド系報道機関に所属していたジャーナリストをPKKとのつながりの疑い又は「テロリストのプロパガンダの拡散」を理由に訴追若しくは拘禁してきた。こうしたジャーナリストの一部は1年以上収容されている。PKKを批判した又は政府に対する支持を表明した南東部のジャーナリストは、PKKから威嚇や脅迫を受けた。

3.109 クルド人ジャーナリスト、特に南東部で活動する人々の多くは、国家当局から脅迫、身体的暴力及び刑事捜査を受けていると報告している。2016年頃、あるクルド人ジャーナリストはディヤルバクルで彼の車が警察車両に激突された後、長期間にわたって重傷を負った。この激突は故意に行われた疑いがある。しかし、この事故に関して誰も責任を問われなかつた。もう一つの事案では、クルド人ジャーナリストの集団が地元の政治行事を報道しようとした際、警察によって拘禁された。国内情報源はDFATに対し、この集団は殴打され、銃で威嚇され、灼熱の太陽の下で強制的に立たされたと語った。国内情報源はDFATに対し、そのような取扱いは、南東部で活動するクルド人ジャーナリストにとって「日常的」なものであった。2024年12月、シリア北部でトルコのドローン攻撃があり、クルド人ジャーナリストが2人死亡したと伝えられている（その後、警察はイスタンブールでこの殺害に抗議した30人（ジャーナリスト20人を含む）を逮捕した）。

### オンラインメディア

3.110 トルコ政府は、国民がオンラインで見ることができ、することができるものについて広範な統制力行使しようとしている。NGOのフリーダム・ハウスは、その年次報告書「インターネットの自由度 (Freedom on the Net)」で、2013年以降トルコを「自由でない」に格付けしてきた。重要な課題として、ウェブサイトのブロッキング（遮断措置）とスロットリング（throttling：速度を意図的に遅くする措置）、批判的な発言を理由にインターネット利用者を刑事告発する措置、政府支援による偽情報活動などが挙げられる。

3.111 2007年インターネット法 (Internet Law) により、当局はインターネットのコンテンツと通信ネットワークへのアクセスを制限し、個人のオンライン活動を監視できるようになっている。2020年8月に可決された同法の改正法は、100万人を超える利用者がいるソーシャルメディア会社に対し、トルコ国内に事務所を設立し、裁判所からコンテンツのロック又は削除命令が発出されれば、24時間以内に対応するよう義務付けている。これらの法律は2023年の総選挙に至るまで利用された。その目的は、例えば、エルドアン体制に批判的なクルド人実業家のムハンマド・ヤクーツ (Muhammed Yakut) や調査ジャーナリストのセブヘリ・グベン (Cevheri Guven) のツイッター・アカウントを停止させることにあった。2022年、2007年インターネット法、2004年出版法 (Press Law) 及び2004年刑法が改正された結果、「偽情報の伝達」は1~3年の懲役刑が科される刑事犯罪となり、要請に応じてコンテンツを削除し、又は利用者データを提供するよう求める通知に従わないインターネット会社が刑罰を科される可能性が高まった。

3.112 トルコは、大事件が発生した後にコンテンツの削除命令に従わない又は「偽情報」の拡散を抑止しないとして複数のウェブサイトをブロックし、又はそのスピードを遅くしてきた。例えば、2023年11月にイスタンブールでテロ攻撃があった後、ソーシャルメディア・プラットフォームへのアクセスがブロックされ（「治安情勢」を参照）、2023年2月に地震が発生した後、「X」（旧ツイッター）その他のオンラインサービスは8時間ブロックされた。様々な時点で、当局は1週間から数年に及ぶ期間、ウィキペディア、インスタグラム、X、エクシ・ソズリュック (Eksi Sozluk：人気のあるトルコ国内の編集可能な辞典) などのサイトのブロックを命じてきた。2024年、トルコは「児童をネットいじめや搾取から守る」ため、メッセージ送受信・動画アプリのディスコード (Discord) を禁止した。人気のあるもう一つのメッセージ送受信・動画プラットフォームのタンゴ (Tango) は、2025年1月に禁止



された。

3.113 国内情報源はDFATに対し、政府は政府を批判するジャーナリストや活動家を標的にしたオンラインでの偽情報、プロパガンダ及びトローリング（嫌がらせ行為）活動を支援していると語った。2016年のクーデター未遂事件以降、国内外の報道機関や人権オブザーバーは、「AKトロール（Ak-trolls）」として知られる政府資金のオンライン工作員ネットワークの存在を報告してきた。スタンフォード・インターネット監視機構（Stanford Internet Observatory）の2020年度報告書によると、AKトロールは2016年以降、政府のプロパガンダをリツイートし、政府反対派を攻撃するため、数千件の偽アカウントを開設してきた。2020年6月、ツイッターはおよそ3,700万件のツイートを発信している偽アカウントを7,340件削除した。これらのアカウントは、AKPの青年部が運営していたとツイッターは述べている。AKトロールその他の親政府オンライン活動家は、野党党員に対する殺害の脅迫と組織的中傷だけでなく、女性ジャーナリスト及び活動家に対する性的嫌がらせと脅迫にも関与してきたとされている。

3.114 国内情報源はDFATに対し、オンラインで政府を批判する市民ジャーナリスト、ブロガーその他の個人は、対テロ法や刑事名誉毀損法に基づく逮捕など、職業ジャーナリストと同様のリスクに直面していると語った。2024年7月、LGBTQIA+活動家のイリス・モザラー（Iris Mozalar）は、シリア難民に対する人種差別攻撃を批判した後、「嫌悪と憎悪をあおり立て、公衆を侮辱した」として逮捕された。2024年8月、ある女性は政府がインスタグラムを一時的に禁止したことを批判した後、「憎悪をあおり立て、大統領を侮辱した」として逮捕された。政府のこの措置は、インスタグラムがパレスチナのテロ集団ハマスの指導者の死亡に対して哀悼の意を表明した投稿記事を削除した後で講じられた。国内情報源はDFATに対し、トルコ政府は批判的な発言をチェックするため、活発にソーシャルメディアを監視しているが、特定の投稿記事に関して誰かが警察の関心を集めかは「若干無作為のところがある」と語った。2025年3月、エルドアン大統領の主な政敵であるイスタンブル市長のエクレム・イマムオール氏が逮捕された（「CHP」を参照）直後、当局はソーシャルメディア・プラットフォームへのアクセスを制限し、イマムオールの拘禁に関して「挑発するような」投稿記事をソーシャルメディアへ載せたとして30人以上を拘禁した。内務大臣（Interior Minister）は、当該投稿記事が公衆の憎悪と敵対心をあおり立てる（刑事犯罪）可能性があると主張し、この理由から更に多くのソーシャルメディア利用者が逮捕されるだろうと警告を与えた。

3.115 海外で生活するギュレン主義者の疑いがある人々は、特にギュレン運動に属している又は賛同していることが知られていれば、そのオンライン活動を監視されている可能性がある。注目度の高い個人及び／又はギュレン運動を支持する資料の投稿に関して実績を有している人々は、そのオンライン活動を監視されている可能性が極めて高い。ギュレン主義者の疑いがある人々は、トルコに帰還すれば逮捕や潜在的な起訴を含む否定的な注目を浴びる可能性がある。DFATは、ギュレン運動とつながりがあると疑われているオーストラリアからの帰還者が、オーストラリアに居住している間のオンライン活動を理由に逮捕された事案を把握していない。

3.116 トルコ政府を批判する、又はクルド人、難民若しくはLGBTQIA+の人々の権利など「センシティブな」テーマに関して報道するジャーナリストが、刑事責任や時折の拘禁という形で公的差別を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。こうしたジャーナリストは、警察による過剰な武力行使や拘禁中における虐待又は拷問という形で公的差別を受ける低度のリスクに直面している。一方、こうしたジャーナリストが親政府のトロールによるオンライン攻撃という形で社会的差別を受ける中度のリスクに直面している。クルド人ジャーナリストは公的差別を受ける高度のリスクに直面しており、公的暴力を受ける中度のリスクに直面している。オンラインで政府を批判する市民ジャーナリスト、ブロガーその他の個人は、職業ジャーナリストと同様のリスクに直面している。

## 人権擁護家

3.117 市民社会団体の統治は、「協会法及び財団法（Law on Associations and the Law of Foundations）」（2004年）及び「民法（Civil Code）」（1926年）で規定されている。憲法第33条は結社の権利を保障しているが、この権利を国家安全保障上の理由で制限することを認めている。また、市民社会団体はマネーロンダリング（資金洗浄）とテロの資金供与に関する法律によっても影響を受ける。こうした法律は、市民社会団体の国内外で資金を調達する能力を阻害する場合がある。

3.118 2024年7月現在、国内には10万を超える協会と6千の登録財団がある。これらの団体は、社会サービス、教育、保健、職業訓練、スポーツ及び宗教など多岐にわたる部門で活動している。「市民社会との関係担当総局（Directorate General for Relations with Civil Society）によると、およそ1.5パーセントは人権擁護活動に関わっている。問題のない団体の多くは不当な干渉を受けずに活動しており、場合によっては、政府の支援を受けているが、政府を批判する、又はクルド人、女性若しくはLGBTQIA+の人々の権利など「センシティブ」だと考えられるテーマに関して活動する団体は、司法部門による嫌がらせや脅迫、閉鎖に直面してきた。

3.119 2016年のクーデター未遂事件を受けて、人権及び人道団体、弁護士協会、労働組合など1,500を超える団体が恒久的に閉鎖された。閉鎖の頻度は低くなったものの、市民社会団体は人権を擁護しているという理由で引き続き当局の標的となっている。人権擁護家保護のための監視機構（FIDH-OMCT）の2023年報告書は、4団体—PKKとつながりがあるという疑いで対テロ法に基づき標的にされた宗教学者相互扶助・団結協会（Religious Scholars Mutual Aid and Solidarity Association : DIAYDER、クルド人イマームの団体）、移住監視協会（Migration Monitoring

Association : GOCIZDER、住む場所を強制的に追われたコミュニティの権利を擁護する団体) 、女性の殺害を止めるプラットフォーム (KCDP) 及びタルラバシ・コミュニティセンター (TTM、イスタンブールのタルラバシ郡で権利を剥奪されたコミュニティに支援サービスを提供する団体) 一の閉鎖事案を詳述している。FIDH-OMCTによると、これらの閉鎖によって、関係する団体の職員は深刻な精神的苦痛を経験し、当該団体の奉仕活動が阻害された。2024年10月、裁判所はDIAYDERの会長を含むメンバー16人に対し、違法組織のメンバーであり、同組織を支援している罪で懲役刑を宣告した。刑期は2年から7年に及んでいた (6人は無罪となった) 。DIAYDERの事務所は2022年以降封鎖されている。TTMの施設は2024年10月に封鎖された。2024年12月、裁判所はGOCIZDERの閉鎖を命じた。KCDPに対する訴訟事件は、2023年9月に取り下げられた。

3.120 トルコ政府は、市民社会団体を標的にしたほか、ギュレン運動やPKKなどのテロ組織に所属している疑いがあるとして個人の人権擁護家を告発してきた。有名な事例を挙げれば、人権活動家兼慈善家のオスマン・カヴァラ (Osman Kavala) が2017年10月、国家転覆計画に参加した嫌疑で告発された後で拘禁された。彼は2020年2月に無罪放免となったが、結局同日にスパイ容疑で再逮捕された。この動きはECHRの釈放命令を回避しようとしたものである。カヴァラは2022年4月、仮釈放の可能性のない終身刑を言い渡された。ECHRは2022年11月に下した判決により、再び彼の釈放を要求し、補償金を支払うよう命じるとともに、ECHRが以前に下した判決に従っていないとしてトルコを非難した。本書の執筆時点で、カヴァラは刑務所に収容されたままであった。

3.121 アムネスティ・インターナショナルのタネル・クルチ (Taner Kilic) は2020年7月、ある「テロ組織」のメンバーであるとして有罪判決を受け、6年超の懲役刑を言い渡された。他にも3人の著名な人権活動家が彼と同様のテロ犯罪で有罪判決を受けたが、これらの有罪判決は2023年に覆された。クルチは、2025年2月に無罪判決を言い渡され、釈放された。2024年11月、ニメット・タンリクル (Nimet Tanrikulu : IHDの創設メンバー) その他8人は、「テロ組織のメンバー」であるとして拘禁され、その後起訴された。タンリクルの起訴は、トルコ政府とPKK間の和平プロセスが2013～2014年に行われる間に行なった歴史的な旅と市民社会行事への参加に關係していた。

3.122 治安部隊は、宗教的及び文化的少数派、女性、労働組合主義者及びLGBTQIA+コミュニティの権利を擁護する集団の活動を注意深く監視している。刑事訴追とは別に、多数の人権擁護家が公的嫌がらせ、監視、威嚇、脅迫、起訴されないまま長期間に及ぶ拘禁、及び渡航禁止を報告している。人権擁護家その他の市民社会活動家に法的支援を提供する弁護士も、同様の取扱いに直面している。

3.123 人権擁護家が監視、嫌がらせ、逮捕、訴追、及び国外渡航の禁止という形で公的差別を受ける高度のリスクに直面している、とDFATは評価している。このリスクは特に、宗教的及び民族的少数派 (特にクルド人) 、難民、女性及びLGBTQIA+の人々の権利など、「センシティブ」とみなされるテーマに関して活動する人々に当たる。

## 関心対象となる集団

### 女性

3.124 トルコは、共和制になってからの最初の時代、地域の先駆けとして女性の社会的及び政治的権利を認めていた。結婚、離婚、児童監護及び相続における女性の平等権は、1920年代以降に認められてきた。また、女性の選挙権と被選挙権は1934年に認められた。

3.125 女性は、政治、ビジネス、治安部隊、スポーツ、報道及び芸術など公的生活のほぼあらゆる分野に参加している。とはいえ、トルコにはジェンダー平等に関して深刻な社会的、文化的及び宗教的障壁が依然として存在しており、一般に男性が権力の座を支配している。トルコの女性はジェンダーに基づく差別や暴力を受けていると伝えられている。ジェンダー平等については比較的進歩的な法的環境と歴史的認識があるにもかかわらず、女性に対する国家の保護は常に利用できるとは限らず、実効性があるというわけでもなかった。

3.126 憲法第10条は「全ての個人は、性別を問わず、いかなる差別をも伴うことなく、法の下に平等である」と定めている。同第10条は2004年に改正され、「男女は平等の権利を有し、国家はこの平等性が実際面においても存在するよう確保する義務を負う」と定める規定が追加された。女性は身の安全、労働力への参加、女児の義務教育に関するものなど多くの分野において相当な法的保護を享受している。しかしながら、幾つかの差別的な規定も存続している。性器検査について定めた2004年刑法第287条は、裁判官又は検察官が処女性検査を (たとえ対象者が同意しない場合であっても) 許可するのを認めている。また、18歳未満の少女と性交渉したとして告発された男性がその少女と結婚することにより処罰を免れることを認める法律 (批評家らによって「レイプ犯との結婚法案」と称された) が2016年と2020年にそれぞれ上程されたが、いずれも否決された。

3.127 一般に、政治的立場や指導的地位に就く女性は少ない。2023年の選挙では、600議席を有するトルコ議会で121人の女性議員が選出された。現政権の閣僚18人のうち、女性はただ1人である。2024年に行なわれた地方議会選挙では、男性候補者と女性候補者をペアで「共同市長」にするというDEM党の方針に助けられて、女性市長の数は全市長81人中11人にまで増加した。世界経済フォーラム (World Economic Forum) の2024年「世界ジェンダー格差

（Global Gender Gap）」指数は、トルコを146か国中127位にランク付けした。トルコの2024年における女性の経済参加率は、男性が72パーセントであるのに対して35パーセントにとどまった。これは欧州諸国中最低である。国内情報源によると、こうした状況は、勤労者としてよりも主婦や母親としての女性の重要性を強調する社会の通念を反映していた。

3.128 児童婚、早婚及び強制結婚は近年減少しているものの、依然として行われている。UNFPAの2018年以降データによると、女児のおよそ1パーセントは15歳までに結婚し、15パーセントは18歳までに結婚している（男児の早婚は女児よりもはるかに少ない）。国内情報源はDFATに対し、高度に宗教的なコミュニティ（都市地域内を含む）では、10歳という幼い年齢での結婚が行われることもあり、こうした早婚は、女児が出産のために通院するようになるまで届出が行われなかつた。また、一部のシリア難民コミュニティでは、児童婚も一般的であると伝えられている。2024年9月、裁判所はイスマイラガ（Ismailaga）宗教コミュニティのメンバーに対し、6歳の女児と結婚した罪で懲役36年の刑を宣告した。この結婚に同意した同女児の父親は、性的虐待の共犯者の罪で懲役18年9か月の判決を受けた。

3.129 離婚が認められるための根拠としては、婚姻関係の破綻、別居、相互合意、精神疾患、不貞、残虐行為、家庭放棄（6か月を超える期間）、刑事上の有罪判決及び依存症が挙げられる。トルコ法は、子供の共同監護を認めていない。裁判所は通常、幼児の監護権を母親に与える。裁判官は、両親の経済状況や子供の年齢及び必要性に応じて、子供の養育費を決定する。子供の監護は、その子供が18歳になったとき、自動的に終了する。

## ジェンダーに基づく暴力

3.130 ジェンダーに基づく暴力や家庭内暴力は、トルコの都市部、農村部の両方で広く起きている。2013年1月から2024年7月にかけて、140万人を超える女性が家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス）を受けたと報告している。家庭内暴力の発生件数は地域間でばらつきがあり、北東部のアナトリアに住む女性は近親者から暴力を受ける可能性が最も高いということが諸調査で明らかにされている。

3.131 国内の複数の情報源は、相手が女性であることを理由として女性や女児を意図的に殺害する女性嫌悪殺人を大きな懸念事項として挙げている。トルコにおける国民1人当たりの女性嫌悪殺人率は世界平均よりも低いものの、多くの欧州諸国よりは高い。トルコ女性協会連盟（Federation of Women's Associations of Türkiye）によると、2024年には421件の女性嫌悪殺人が発生した。少なくとも直近の10年間で類似の件数が報告されている。国内NGOであるKCDPの報告によると、加害者の大半は男性近親者か現在の又は元恋人であった。

3.132 「女性に対する暴力防止及び家庭の保護に関する法律（Law on the Prevention of Violence against Women and the Protection of the Family）」（2012年）は、「暴力又は暴力を受ける危険にさらされてきた女性、児童、家族及びストーカー被害者」の保護を目的とした命令書の発出について定めている。2022年にはそのような命令書が1万件以上発出された。国内情報源と国際オブザーバーは、これらの命令書が実効性を欠き、執行力が弱いと批判してきた。国内の複数の情報源は、近年に発生した女性嫌悪殺人の被害者の多くは、その殺人者から身を守るための保護命令が出され、有効であったにもかかわらず、殺害されたと指摘している。

3.133 2021年3月、トルコは2012年に署名した「女性に対する暴力及び家庭内暴力の防止と撲滅に関する欧州評議会条約（Council of Europe Convention on Preventing and Combatting Violence against Women and Domestic Violence）」（「イスタンブール条約」として知られている）から離脱すると表明した。トルコ政府は同条約を非難する際、同条約は離婚率を高め、「家族を崩壊させる」懸念があるとして、同条約に規定する性的指向とジェンダー自認に言及することは「同性愛を正常化する」ことになると主張した。国内情報源はDFATに対し、トルコのイスタンブール条約からの離脱が女性に暴力を振るう加害者をつけあがらせていると語った。また、国内情報源によると、女性を殴打し、レイプし、殺害した男性たちに対し寛容な判決が下されていることで、ジェンダーに基づく暴力は罪に問われないという文化が形成されている。

3.134 国内情報源によると、家庭内虐待に関する届出率は低い。これは文化規範と経済的依存を背景に女性の多くは虐待を届け出るのを思いとどまるからであった。親族の力を借りて虐待的な関係を断つことができた女性もいれば、「家族のために」家庭にとどまるよう促される女性もいた。国内情報源はDFATに対し、女性が虐待を届け出た際、警察は告訴手続を取りたがらず、被害女性に虐待者と仲直りするよう促すことが多かったと語った。しかしながら、国内情報源によると、女性が告訴を主張したり、深刻な身体的損傷を受けたりした場合、警察は実際に起訴を行つた。虐待者の中には刑に服する者もいれば、「善良な行動」といった理由により処罰を免れたり、寛容な判決を受けたりした者もいた。

3.135 トルコでは毎年、いわゆる「名誉殺人」事件が少数ではあるが発生している。本書の執筆時点で正確な数値は入手できなかつたが、NGOの報告によると、トルコでは2019年に1~31件の「名誉殺人」が行われた。トルコで名誉殺人は、家名を汚したと思われている家族の一員を処罰するために犯される又は命じられる殺人と定義されている。家族に泥を塗ると考えられる行動には、婚外性交、見合い結婚の拒否、家族の承認を得ずに配偶者を自ら選択する行為、レイプの被害者、同性間性行為（「性的指向及びジェンダー自認」を参照）、自由奔放な行動や衣

服などが含まれ得る。トルコの裁判所において、名誉の防御は減刑要素とみなされていない。名誉殺人で有罪判決を受けた者は、終身刑を科される可能性があるが、国内情報源によると、名誉殺人事件の場合、裁判官は「挑発」又は「善良な行動」を理由に寛容な判決を下すことが多い。2025年2月、裁判所は義娘を殺害した男性に対し、彼が「挑発された」という理由で減刑判決を言い渡した。

3.136 女性が虐待者から逃れるために転居できるかどうかは、経済的な独立性の程度や新たな居住地における家族や友人のネットワークの有無など様々な要因に左右される。大都市はある程度の匿名性を提供できるものの、国内情報源によると、虐待者はソーシャルメディアを利用して被害者を追跡することが容易になっているため、強い動機を有する虐待者から逃れることが困難になっている。実際、被害者が転居し、虐待者に所在地を秘密にするための措置を講じてから数か月後あるいは数年が経過した後でも、女性嫌悪殺人や名誉殺人が行われた事案が複数あった。

3.137 国内のメディアやNGOの報告によると、トルコには女性向け避難所が全国で145施設あり、全体でおよそ3,500人の女性を収容する能力がある。家族・労働・社会サービス省 (Ministry of Family, Labor and Social Services) がその大半を運営している。国内情報源はこれらの避難所の数を適正と説明しているが、施設内の生活条件は「極めて劣悪である」と語った。南東部に所在し、良好な運営状態にあった複数の避難所は、その運営主体である地方自治体の業務が政府の任命を受けた受託人に引き継がれたため、閉鎖されたと伝えられている（「政治的意見」を参照）。このため、当該地区で虐待的関係を断とうする女性は、取り得る選択肢が減少してしまった。

3.138 トルコ政府は、全国81県全てで暴力防止・監視センター (Violence Prevention and Monitoring Centres : SONIM) を運営し、ジェンダーに基づく暴力の被害者に健康面、法律面及び精神面のサポートを提供している。また、家庭内暴力に関する年中無休のホットラインやスマホ・アプリ（女性向け緊急支援アプリ）も運営しており、虐待被害者が家庭内暴力を直ちに最寄りの警察署に届け出ができるようになっている。このアプリが2018年に導入されて以来、2025年1月現在でおよそ800万人の女性が同アプリをダウンロードしており、このアプリを通じて暴力を届け出た92万人の女性に支援が提供された。国内情報源によると、一部の女性については、識字能力のなさと無力さがこれらのサービスを利用する上で障壁となっていた。

3.139 2015年から2016年にかけてトルコ南東部の諸都市（チズレ[Cizre]、シロピ[Silopi]、イディル[Idil]、スル[Sur]など）でPKKが支援する過激派とトルコ治安部隊が「都市戦闘」を繰り広げる中、クルド人女性に対してジェンダーに基づく暴力や嫌がらせ、威嚇が加えられたという報告が広くなされた。2016年7月のCEDAW報告書は、この期間中にクルド人女性の多くは強制退去させられ、住宅や教育、医療サービスを利用する上で困難に直面するとともに、性的その他の暴力にさらされる危険が高まったと記している。CEDAWは、クルド人女性に対する嫌がらせ、性的暴行及び脅迫の申立てを記録した。国内情報源によると、この紛争期間中、治安部隊は威嚇の手段としてレイプ又は殺害された市民や女性戦闘員の裸の写真をソーシャルメディア上で共有した。2023年6月、ヴァン県で兵士2人が、庇護希望者の集団をイランへ国外追放する途上でアフガニスタン人の女性をレイプした罪で有罪判決を受けた（この兵士らは30年超の懲役判決を受けた）。

3.140 トルコ人の女性は、家庭内暴力という形で社会的暴力を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。まれにではあるが、この暴力は女性嫌悪殺人又は名誉殺人に及ぶ可能性がある。南東部に住むクルド人女性は紛争に関連する暴力を受ける低度のリスクに直面しているが、治安部隊が活発に作戦を展開している間はこのリスクの程度が変わるものもある。国家の保護機構は存在しているものの、執行力はしばしば弱く、強い動機を有する虐待者に対する防御という点からは保護策をほとんど又は全く提供することができない。

## 性的指向及びジェンダー自認

3.141 トルコでは、同性間の性行為を禁じる法律がない。あらゆる性行為（同性間の性行為を含む）に同意することができる法定年齢は18歳である。トランスジェンダーの人々は合法的にジェンダーを変更できるが、まず裁判所が医療報告に基づいて許可を与えなければならない。合法的な性転換は、当人が未婚のままで、かつ、手術と不妊処置を受けることが条件である。社会機関、政府省庁又は企業が性的指向又はジェンダー自認に基づいて差別する行為から対象者を保護するための法律は一切ない。同性間結婚又はシビルユニオン（結婚に似た「法的に承認されたパートナーシップ関係」）のための規定は一切ない。換言すれば、同性カップルは退職、相続、保険、社会保障及び死亡における遺体の引取りに関して、関係する便益を受けることができない。

3.142 米国国務省の2023年報告書によると、警察はLGBTQIA+の人々に対する嫌がらせを正当化するため、「公衆道徳違反」や「家族の保護」、「不自然な性的行為」に関連する法規定を時折利用した。警察は賄賂を取るために、道交法を利用してトランスジェンダーの性労働者に嫌がらせをすることもあったと伝えられている。また、警察は、LGBTQIA+に嫌がらせを加え、その人々向けの施設を閉鎖するために使用許可やその他の法律も利用した。LGBTQIA+の人々に対するヘイトクライムを禁じる特定の法律はない。2004年刑法第29条は、「不当行為」によって挑発された暴行事件や殺人事件などの場合、量刑の軽減を認めている。複数の人権団体の主張によると、トランスジェンダー性労働者を殺害した後で、この被害者がシスジェンダー（出生時の性別と自身の性に対する認識が一

致している人）女性であると自ら偽って伝えていたと主張した男性たちに対し、裁判官は量刑を軽減するために第29条を利用した。

## LGBTQIA+の人々に対する社会の取扱い

3.143 進歩的な法的枠組みがあるのにもかかわらず、トルコ社会の多くの部分はLGBTQIA+の諸問題に関し、極めて保守的な姿勢を保ったままである。しかし、この姿勢が軟化していることが一部の調査で明らかになっている。例えば、カディル・ハス (Kadir Has) 大学は2020年に世論調査を実施し、回答者の45パーセントがLGBTQIA+の人々に平等の権利を与えるべきだと考えていると報告した。この割合は2019年調査における33パーセントから増加している。一方、UCLA法科大学院が2020年に実施した別の調査によって、回答者の43パーセントがトランスジェンダーの人々はトルコ文化の「伝統を汚している」と考えていることが明らかになった。

3.144 政府系メディアと政府高官（エルドアン大統領を含む）は、LGBTQIA+の生活様式と行動について否定的なコメントや発言をすることが極めて多い。2023年総選挙に先立ち、エルドアン大統領は選挙集会の場で彼の政権が「LGBTに反対である」と語った。同大統領はLGBTを家族の価値の崩壊に結び付けていた。2023年9月、国家教育大臣 (National Education Minister) は同性愛と「闘う」ため、学校の教科課程に選択科目「トルコ社会の家族 (Family in Turkish Society)」が加えられたと発表した。また、2025年1月、エルドアン大統領はAKPの青年部へ向けた演説で、2025年を「家族の年」とする宣言は、「疫病のように」世界中に広まり、家族の価値を脅かしている「LGBTの倒錯」に対して講じる「保護措置」であると語った。ディヤネトの長官は同性愛が病弊をもたらしていると述べ、また、2023年の地震は神の怒りを買ったLGBTQIA+の人々に責任があるとディヤネトの某職員は語った。

3.145 国内情報源の報告によると、家族や同僚に「告白」しているゲイ男性やレズビアン女性はほとんどおらず、その多くは自身の性的指向が暴露された場合、拒絶され、仲間外れにされることを恐れていた。子供がLGBTQIA+であることを知った親は、子供を自宅から追い出したり、経済的な支援を拒否したりすることがあった。LGBTQIA+の学生に対するいじめは学校や大学で普通に行われており、被害学生の多くは中途退学してしまうと伝えられている。国内情報源はDFATに対し、一部の医療従事者はLGBTQIA+の人々を差別し、その処置を拒否したり、後回しにしたりすることがあった。また、国内情報源によると、トランスジェンダーの女性（男性として出生したが、自身を女性と認識している又は女性として振る舞う個人）は目立つために差別を経験する可能性が特に高いが、トランスジェンダーの男性（女性として出生したが、自身を男性と認識している又は男性として振る舞う個人）はシスジェンダー男性として「通す」ことができれば、差別を経験する可能性はそれほど高くなかった。

3.146 トルコの雇用法は「公務員の地位に適さないような恥ずべき、かつ、見苦しい方法で行動している」ことが明らかになった政府職員の解雇を認めており、他の法律は「不貞」行為（定義されていない）を犯罪化している。人権オブザーバーの報告によると、雇用主はこれらの規定を利用してLGBTQIA+の人々を差別している。国内情報源はDFATに対し、特にトランスジェンダーの女性は目立つために雇用差別を受けており、その多くは性産業以外で仕事を見つけることができなかつた。

3.147 LGBTQIA+の人々は、大都市、特にイスタンブールの裕福な地域では隠し立てせずに、かつ、安全に生活している。しかしながら、国内情報源はDFATに対し、これらの地域空間は縮小しつつあり、以前の「ゲイにやさしい」地区はますます保守的になってきていると語った。アナトリア中部など貧困地域や農村地域で生活するLGBTQIA+の人々は、保守的な姿勢が支配的のためにその性的指向やジェンダー自認について公にする可能性はそれほど高くなない。ゲイ男性、レズビアン女性とも、異性愛結婚をし、子供を産むという大きな社会的圧力に直面している。

3.148 トルコでは、LGBTQIA+の人々に対する暴力や嫌がらせが路上で行われることがある。LGBTQIA+団体「Kaos GL」の報告によると、2023年にはLGBTQIA+の人々に対するヘイトクライムや虐待（身体的暴行を含む）とされる事件が発生した。嫌がらせや言葉による虐待も一般的である。人権オブザーバーと国内情報源によると、警察はLGBTQIA+の人々に対する犯罪とされる事件に対し、たとえそれらが深刻な暴行事件であっても、無関心の姿勢や敵意を持って反応することが多い。ある国内情報源はDFATに対し、当局は街のギャングを雇ってLGBTQIA+の人々を威嚇し、都市の特定の地域から立ち退かせることもあったが、DFATはこれを確認することができなかつた。難民コミュニティのLGBTQIA+のメンバーは嫌がらせ、暴力及び国外退去にさらされる危険が特に高いと伝えられている。一方、警察がLGBTQIA+の人々の権利を擁護するために行動した事案がごく少数ではあるが見られた。

3.149 当局は、LGBTQIA+の理念に対する支持を公共の場所で表現する行為を厳重に取り締まっている。国内各地に幾つかの有名なLGBTQIA+のNGOがあるものの、その多くは当局やイスラム主義集団から活動を停止するよう圧力をかけられていると報告している。伝えられているところによると、当局は面倒な監査手続を利用してLGBTQIA+団体に嫌がらせを加えながら、閉鎖の脅迫を行っている。国内情報源によると、この結果、LGBTQIA+団体は規模を縮小し、注目度を低くするための措置を講じている。当局はイスタンブール・プライド (Istanbul Pride) 行進といったLGBTQIA+イベントを治安上の理由で禁止するとともに、無許可でイベントが行われた場合は放水銃、ゴム弾、催涙ガスを用いてその参加者を離散させた。2024年7月に無許可で行われたイスタンブール・プライドにはおよそ100人が参加したが、このうち15人が逮捕されたと伝えられている。

3.150 LGBTQIA+の理念に支持を表明している個人は、起訴と差別に直面してきた。2022年にイスラム教の聖地とレインボーフラッグ (LGBTQIA+を象徴する虹色の旗) の絵を並べて描いたボアズィチ (Bogazici) 大学生4人は拘禁され、同大学から退学させられた。別の事案では、プライド行進に参加したLGBTQIA+の大学生が奨学金を取り消され、学生寮から強制退去させられた。LGBTQIA+の象徴を描いている商品は18歳未満の若者に販売してはならず、LGBTQIA+集団がその活動に18歳未満の若者を加えるのは違法である。国内情報源は、レインボーフラッグの前で生徒とともに自身を写した写真をオンラインに投稿した後で解雇された教師の事案について説明した。別の事案では、弁護士が「LGBTの子供たちもいる」という文言の横にいる彼女の子供の写真をオンラインに投稿した後で拘禁された。

3.151 LGBTQIA+の受刑者や被拘禁者は身体的暴力や嫌がらせ、医療サービスの拒否を受けやすい。LGBTQIA+の受刑者は、精神的又は身体的疾患を理由に独房に移るため、健康診断を求めることが多い。一方、他のLGBTQIA+受刑者は独房の使用が非人道的な扱いだとして不満を訴えている（「拘禁状況」も参照）。

3.152 LGBTQIA+の人々が直面する特定のリスクは、地理的な位置、社会経済的地位及び個人とその家族の環境により異なる。LGBTQIA+の人々（及びLGBTQIA+であると認識されている人々）が雇用差別、嫌がらせ及び言葉による虐待という形で社会的差別を受ける中度のリスクに直面している、とDFATは評価している。LGBTQIA+の人々が時折の路上暴行という形で社会的暴力を受ける低度のリスクに直面している。また、トランスジェンダーの女性、特に売春婦が警察による嫌がらせや恣意的な逮捕という形で公的差別を受ける中度のリスクに直面しており、かつ、雇用差別を受ける高度のリスクに直面している。LGBTQIA+の人々にとって、国家の保護を利用できることはまれであり、国家の保護が十分であることもまれである。

## 良心的兵役忌避者

3.153 憲法第72条は、兵役がトルコ国民全員の権利及び義務であると定めている。1927年兵役法（Military Service Act）に基づき、20歳～41歳の男性は徴兵対象であり、6か月間の兵役に就かなければならない。また、2019年徴兵法（Recruitment Act）に基づき、徴集された新兵は24万3千トルコリラ（1万500豪ドル）の手数料を支払い、合法的にその兵役期間を28日間の軍事訓練にまで短縮することができる。この決めは兵役「金納」制度として知られる。既に兵役忌避者とみなされている者は、兵役金納制度を利用する資格がない。

3.154 兵役の免除又は延期は、複数の理由に基づき可能である。例えば、大学生は学業を修了するまで兵役を延期することができる。また、徴集される可能性がある者は、医学的に不適格である場合、国外在住中の場合（ただし後にトルコに帰還すれば、手数料を支払わなければならない）、又は同性愛者であることが「証明」された場合、免除される可能性がある。国内情報源はDFATに対し、徴集される可能性がある者は本人の兄弟が兵役に就いている間に死亡した場合も免除される可能性があると語った。

3.155 兵役対象者が医学的に不適格であることを証明するための試験は厳格である。同性愛は心理社会的な病気とみなされており、軍が承認した医師による侵襲的な診察と写真証拠の提出によって証明しなければならない。国内情報源はDFATに対し、通常、同性愛に関する医者の評価は本人の家族との面談を伴うが、家族はそれまで息子の性的指向に気付いていなかった可能性があると語った。同性愛であることが判明した兵役対象者は、「腐った証明書」としても知られる「ピンクの証明書」を交付される（「性的指向及びジェンダー自認」も参照）。兵役対象者が身体障がいを主張する場合、その障がいが引き続き存在していること確認するため、本人は徴集対象期間中2年ごとに検査を受けなければならない。

3.156 軍当局は、兵役に関する未履行の債務又は義務が本人に残っていないことを示す兵役免除文書を発行する。こうした文書には、不適格の理由に関する情報は記載されない。兵役に不適格な人々は、支障なく公共部門又は民間部門で職を得ることができる。

3.157 当局は兵役に関して高度なデータベースを維持しているため、長期間にわたって兵役を逃れることはほぼ不可能である（「中央市民登録システム」を参照）。交通違反で呼び止められるなど当局との間で何らかの関わり合いが生じると、個人の兵役記録の照合確認につながる可能性がある。また、生体認証式旅券のバーコードがデータベースとリンクしているため、当局は兵役忌避者がトルコに帰還した時点で本人を特定することができる。軍刑法（Military Criminal Law）第1632号（1930年、2017年に改正）に基づき、兵役忌避者又は脱走兵を雇用するのは違法であり、平時は1年以下の懲役刑が科される。国内情報源はDFATに対し、兵役忌避者が職を得ることは困難であり、実際に職務に就いている者は違法に働いていると語った。

3.158 トルコ政府はいかなる根拠であれ、兵役を良心的に拒否する（宗教的、哲学的又は道徳的理由に基づき軍で働くことを拒絶する）権利を認めていない。軍の徴兵事務所に登録のための出頭をしない者は罰金を科せられる。罰金は本人が徴兵を忌避していると当局がみなす期間中は科され続ける。法律は兵役回避の刑罰として収容を認めているが、国内情報源はDFATに対し、この刑罰は実際に利用されていないと語った。トルコでは罰金の未払は理論上、資産押収や給与・年金の差止めという結果につながり得る。しかし、実際のところ、2024年時点で非常に多数の徴兵忌避者がおり、国はほとんどの事例についてフォローアップする能力を欠いていた。罰金未払の刑罰とし



て刑務所は利用されなかった。国外在住のトルコ人男性は、外国での就労許可を保有する間は兵役を終えることを義務付けられていない。こうした許可を持たない者は兵役忌避者とみなされ、帰還時に相当な額の罰金を科せられる可能性がある。

3.159 義務的な兵役を拒絶する良心的兵役忌避者が、罰金その他の刑罰（検問所における嫌がらせ、警察が制止している間に加える嫌がらせ、雇用機会の制限、出国の自由に関する制限など）という形で公的差別を受ける高度のリスクに直面している、とDFATは評価している。

## 庇護希望者及び難民

3.160 UNHCRによると、2024年にトルコは世界の一国としては最多の難民を受け入れた。この難民集団は320万人の登録シリア難民のほか、他の国籍を持つ22万人近くの「関心対象者」（アフガニスタン人、イラン人、イラク人及びアジアとアフリカ出身の人々を含む）で構成されていた。トルコ国内の一部のシリア難民は、2024年12月にアサド政権が崩壊したことを受けシリアに自主的に帰還している。2025年3月、エルドアン大統領はおよそ13万3千人のシリア難民が自主的にシリアに帰還しており、シリアの状況が安定すれば更に多くの人々が帰還することが見込まれると語った。また、トルコは引き続きシリア難民の自発的な帰還を円滑に進めていくが、誰にもシリアへの帰還を強制することはないとも語った。トルコ政府は2025年1月、シリア難民家族1世帯当たり成人1人（家族の一員）は、6か月以内に3度までシリアを訪問し、また、トルコに帰還することができると発表した。この措置はシリア難民が永久にシリアへ帰還することができるかどうかについて情報を収集した上で判断を下すのを支援するためであった（以前であれば、シリアに帰還したシリア難民は事実上、トルコへの帰還を禁じられた）。トルコは1951年難民条約の締約国であるが「地理的制限」を維持しており、恒久的な再定住を目指して欧州連合以外の国々から入国しようとする難民を受け入れてはいない。

3.161 2014年、トルコはシリア内戦に起因する難民危機に対応して「一時的保護規則」を採択し、トルコで一時的保護地位を与えられた人々の権利と義務及びそうした人々に対処するための手続を定めた。この規則に基づき、また、EUから拠出された資金を利用して、政府は難民に無償の教育と医療サービスを提供している。難民は理論的には就業を許可されている。正式な一時的保護は、シリア内戦が勃発して以降「大量流入」でトルコに入国したと考えられるシリア人にのみ与えられる。アフガニスタン人など他の国籍者は、「国際保護」制度に基づいてのみ保護を求めることができる。一時的保護地位を与えられたシリア人は、特定の条件（登録した県内に在留し続けるなど）を遵守する限り、出身国への強制送還から保護される。一時的保護地位を与えられた個人はイスタンブルを含む全ての県で就業権を有していないとDFATは理解している。国内情報源の報告によると、人々は就業権がないために非公式な労働市場で働くようになる結果、国外退去を命じられる危険にさらされることになる。

3.162 一時的保護地位の資格を持ち続けるために、個人は登録した都市又は県に住むという制限を課されている。こうした人々は登録後、キムリクとして知られる一時的保護身分証明書を発行される（「文書」を参照）。登録済みシリア難民が、登録した地域外で生活又は勤務したという理由などでシリアに強制送還される事案が広く報告されている。また、シリア人がキムリクを携行しなかった結果として拘禁され、強制送還される予定になっている事案も複数ある。ヒューマン・ライツ・ウォッチの2022年度報告書は、トルコ警察がシリア難民に虐待と拷問を加えた事案（シリア難民にトルコからの「自主的」帰還に同意する書類への署名を強いるなど）を詳述している。国内情報源はDFATに対し、裁判所がシリア難民の国外退去を阻止し、又はその退去命令を覆すために差止め命令を発出する場合もあると語った。

3.163 トルコに保護を求めるアフガニスタン人は、難民ビザに基づく恒久的再定住の資格がない。しかしながら、他のビザ区分（例：居住者／帰化）に基づけば再定住できる可能性があり、実際そのようにしている。アフガニスタン人は、保護申請を始めるために、「移住管理県総局」（PDMM）に自ら出頭しなければならない。その後、申請者とその家族は申請が審理されている間はトルコに居住し続けることができるよう「国際保護ID」を提供される。PDMMへの出頭は困難な場合がある。この結果、アフガニスタン人の多くは登録せずにトルコに在留し続けることになり、逮捕と国外退去の対象になりやすい状態に置かれる。

3.164 登録する全ての人々が就業権を与えられるとは限らないため、一部は職を求めて違法に転居することになる。DFATは、アフガニスタン人がトルコからの「自主的」帰還に同意する書類への署名を強いられているという報告があるのを把握している。トルコ内務省は、2024年に6万5,815人のアフガニスタン人がトルコ移民当局に逮捕されたと報告した。米国に拠点を置くオンライン新聞の「カブル・ナウ（Kabul Now）」によると、2023年にトルコはおよそ5万人のアフガニスタン人を国外退去させた。国内情報源の報告によると、LGBTQIA+の難民は特に逮捕され、国外退去を命じられる危険にさらされている。

3.165 トルコ国内にいる未登録の庇護希望者が逮捕と強制国外退去という形で公的差別を受ける高度のリスクに直面している、とDFATは評価している。未登録の庇護希望者が逮捕された場合、拘禁中に拷問や虐待という形で公的暴力を受ける中度のリスクに直面する。登録済み難民と一時的保護下にある難民は概して、合法的に働き、保健や教育といった基本サービスを利用することができるが、登録している地域ではない場所へ転居すれば、又は、

場合によって、キムリクを携行していない時に警察から呼び止められれば、逮捕され、国外退去を命じられる中度のリスクに直面する。

## 4. 補完的な保護の申立て 恣意的な生命の剥奪 超法規的殺害

4.1 トルコにおける不法又は超法規的殺害が関係する事件の圧倒的多数は、南東部での政府治安部隊とPKK間の紛争に關係していた。標的殺人は1990年代によく行われた。この時期、トルコ治安部隊はPKKやクルド人民族主義運動に關係していた個人を殺害し、PKKは政敵と告発された協力者を殺害した。トルコにおける非常事態宣言が人権に及ぼした影響に関して伝えた2017年のOHCHR報告書は、トルコ治安部隊による超法規的殺害（「軍隊」を参照）があったと断言している。国内情報源はDFATに対し、超法規的殺害はまれだと語った。

4.2 超法規的、略式又は恣意的な処刑に関する国連特別報告官は、2015年5月の報告書（入手できる最新版）で、1990年代にトルコ南東部で起きた数千件もの未解決の殺害、拘禁中の死亡及び強制失踪に関して、ごく少数の裁判しか進行していないと語った。同特別報告官は、1980年代に遡る強制失踪被害者の遺体を埋葬していると考えられている集団墓地の発見をめぐって懸念を表明した。さらに、その期間中の人権侵害被害者のための救済及び補償の権利に対する包括的アプローチが欠如していると指摘した。

4.3 トルコの治安部隊は近年、イラクとシリアで政敵に対し超法規的殺害を実行し続けたという報告が複数ある。クルド人平和研究所（Kurdish Peace Institute）はその2022年度報告書で、2021年10月から2022年10月にかけてシリアとイラクでトルコのちょう報機関や軍隊が8人もの「非戦闘員の有力政治家と活動家」を暗殺したと断言した。

### 強制又は非自発的失踪

4.4 国内情報源によると、トルコで強制失踪はまれであった。強制又は非自発的失踪に関する国連作業部会（UN Working Group on Enforced and Involuntary Disappearances）は2020年2月に開催された第120回会合の場において、トルコで新たに報告された強制失踪事件（最新の事案）を報告し、更に2件を明らかにした。91件の事案が未解決であった。これらの事案の大半は、PKKと政府治安部隊が戦闘を繰り広げていた1990年代に発生した歴史的な失踪に關係している。失踪した人々の一部は、数か月間外部との連絡を断たれた状態に置かれ、拷問にさらされたと伝えられている。

4.5 2016年7月にクーデター未遂事件が勃発した後、告発されたギュレン主義者などを含む人々が外国で強制失踪させられたという報告が複数あった。2024年、ヒューマン・ライツ・ウォッチはトルコが引き続き外国に拠点を置き、ギュレン運動と關係があるとされるトルコ人を誘拐し、強制的にトルコへ帰還させて訴追していると報告した。例えば、2024年10月、ケニアのUNHCRに登録しているトルコ人の庇護希望者4人（ギュレンのおいも含まれている）が誘拐され、その後トルコに帰還させられたと言われている。フリーダム・ハウスの2021年度報告書は、2016年以降に17か国（コソボ、モンゴル、スーダン及びアゼルバイジャンを含む）からトルコに送還させられ、起訴された58人を特定した。その大半はPKK又はギュレン運動に關係していたが、左翼運動や国際テロ組織に所属している者もいた。こうした本国送還の多くは、地元当局が知らないうちにあるいは地元当局の同意を得ずに、トルコ国家情報機構（MIT）が実行したと伝えられている。

### 拘禁中の死亡

4.6 IHDは2023年度人権侵害報告書（入手できる最新版）で、病気、自殺又は暴力により刑務所内で42人が死亡したほか、警察署の留置場内で6人が死亡したと記録している。拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告官は2017年12月の報告書で、拘禁中の死亡の事案では検視解剖が通常行われるが、それが国際最低基準に従って実施されたかどうかを評価するのは不可能であると語った。

### 死刑

4.7 トルコは2002年に平時の犯罪に関して、2004年にはあらゆる場合において死刑を廃止した。トルコでの最後の死刑は1984年に執行された。エルドアン大統領は、死刑の再導入を受け入れる用意があると繰り返し公言してきた。2017年4月に憲法改正の是非を問う国民投票が行われ、改正憲法が可決されたことを受け、エルドアン大統領は支持者に対し、死刑を復活させる法案を承認する意向であると伝え、一般市民の支持率を図るために別の国民投票を実施することを示唆した。2019年8月、エルドアンは、ある女性が元夫に殺害された事件が国民の怒りを巻き起こした後、自身の立場を再確認した。しかし、本書の執筆時点で政府は、死刑の再導入に向けた措置を何ら講じていなかった。

## 拷問

4.8 憲法第17条は、拷問その他の虐待を免れる権利及び人間の尊厳と相いれない刑罰又は取扱いにさらされない権利を定めている。2004年刑法は、拷問を犯罪化し、悪質な場合は終身刑に処せられる重大な犯罪と定義している。「刑事訴訟法 (Code of Criminal Procedure)」(2004年) 第147条は、拷問や虐待を防止するため、被疑者を尋問する際の法的基準を設定している。刑事訴訟法第148条は、拷問を含め自由意志を阻害する何らかの身体的又は精神的介入を通じて得られた自白は、いかなる訴訟手続においても証拠として採用されず、また、証拠の基礎を成さないものとする、と定めている。

4.9 こうした法的保護があるにもかかわらず、トルコでは拷問が行われている。拷問は、特にトルコ南東部で政府治安部隊とPKKが紛争を繰り広げていた1990年代によく行われた。また、2016年にクーデター未遂事件が起きた後でも日常的に見られ、ギュレン運動の一員であるとされる人々に対して頻繁に用いられた。国内情報源やヒューマン・ライツ・ウォッチ、アムネスティ・インターナショナルといった国際オブザーバーによると、この時期の拷問の形態として殴打、電気ショック、ストレスが高まる姿勢、性的威嚇・暴行、食事・水・医療の提供の拒否などがあった。拷問は、警察、ジャンダルマ及び軍将校が、告発された戦闘員、ジャーナリスト、人権擁護家、抗議者及び公務員を相手に行った。

4.10 IHDは2023年度「トルコにおける様々な次元の拷問 (Torture in its Various Dimensions in Türkiye)」に関する報告書で、2022年に1,201人が大半は当局に拘禁されている間や法執行機関によって移送される間に虐待やその他の形態の虐待にさらされたと訴えたと伝えている。政府系報道機関は報道でPKKによる拷問と虐待を頻繁に主張しているが、これらのメディアのジャーナリストとしての低レベルの基準や政府寄りの姿勢を踏まえれば、これらの報道の正確性を評価するのは困難である。

4.11 国内情報源はDFATに対し、「極端な」形態の拷問（電気処刑やストレスの高まる姿勢の中でも苦痛の伴う「逆さ吊り」など）は以前ほど一般的なものではなくなったが、特に尋問中に自白を引き出すために殴打が依然としてよく用いられていると語った。国内情報源によると、警察とジャンダルマは被疑者を尋問する際、日常的に模擬処刑や脅迫、威嚇の手法を用いている。「拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のための欧州委員会 (European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment : CPT)」の2019年度報告書（最新版）は、医学的証拠によって裏付けられた数値を示して、拘禁中の人々に対し過剰な武力が行使されている又は身体的虐待が加えられている疑いがあると記述している。CPTは2021年、2022年及び2024年にトルコを視察したが、これらの視察に関する報告書をまだ公表していない。

4.12 原則として、検察官は拷問及び虐待の申立てを全て捜査しなければならず、また、検察官は受理した苦情をフォローアップしなければならない。苦情は被害者自身、その家族又は弁護士、市民社会団体又はオンブズマン機関などの監視機構から寄せられる場合がある。また、当局は家族が苦情を申し立てられるようにするホットラインも設置している。複数の人権団体によると、拷問又は他の虐待の被害者はその大半が、報復を恐れて苦情を当局に申し立てようとしない。拷問事件が正式に捜査され、訴追されることはあるが、こうした状況は結果的に加害者が処罰されない環境を作り上げている。

## 恣意的な逮捕及び拘禁

4.13 憲法第19条は恣意的な逮捕及び拘禁を禁じており、また、逮捕又は拘禁の合法性について誰でも法廷で異議を申し立てることができる権利を有すると定めている。法律は、容疑者が現行犯で拘禁される場合を除き、逮捕に際しては検察官が発行する令状を要求している。2018年に非常事態宣言が終結した時点で導入された反テロ法に基づき、被疑者を単独犯罪の場合は48時間、集団犯罪の場合は96時間拘禁することができる。いずれの場合も裁判官の承認を得られれば拘禁を2度延長することができるため、最長拘禁期間は単独犯罪の場合は6日間、集団犯罪の場合は12日間になる。正式な逮捕はその後の段階であり、拘禁とは別である。つまり、被疑者はその後の裁判所命令によって釈放されるまで刑務所に拘禁されることになる。

4.14 2016年のクーデター未遂事件後、当局は数百人の弁護士を含む数万人を拘禁した。逮捕された人々は、本人に対する告発の根拠となる証拠の閲覧をしばしば拒否され、また、ほぼ同じ事件であるにもかかわらず、異なる結末を迎えることも多かった。トルコ政府はこうした問題の多くを認識したため、より効率的で透明性のある制度の確保に向けた司法改革戦略を2019年10月に導入した。公判前に個人を勾留できる最長期間は7年である。国内情報源によると、長期間に及ぶ公判前勾留は、政治的動機によるテロ事件において略式処罰の一形態として機能することがあった（「政治的意見」、「メディア及びジャーナリスト」も参照）。

## 体罰

4.15 体罰は学校、拘禁施設及びその他の国家施設で禁じられている。2004年刑法第232条は、「懲罰権」の不適切な使用に対してその行使者に懲役1年の刑を科すと定めている。児童虐待は刑事犯罪であるが、両親やその他の世話をによる体罰は明示的に禁じられてはいない。

4.16 体罰は、特に家庭内で依然として行われている。国内情報源は、政府の取組にもかかわらず、トルコでは育児における体罰が社会的及び文化的に広くに許容されていると報告した。学校で体罰が加えられる可能性はそれほど高くないが、依然として起きる可能性がある。

## 5. その他の検討事項

### 国家の保護

5.1 トルコは広範囲に及ぶ国家保護機構を有する。トルコの治安部隊及び司法機関は十分に確立され、文民が運営し、長年にわたる公共サービスの伝統の恩恵を受けている。しかしながら、近年、特にギュレン運動とつながりがあるという嫌疑で告発された人々、クルド人民族主義者、また、より一般的には政治に批判的だとみなされる人々に関して、法の支配が損なわれるような事例が増えてきている。警察や他の治安当局による人権侵害や不適切な取扱いに関して、苦情を訴えるための公式の手段は存在するが、不处罚の文化がまん延しているため、民族的少數派又は政治活動家など高リスク集団が苦情を申し立てても、それが治安部隊員の訴追に至る可能性は低い。

#### 軍隊

5.2 トルコ軍 (TSK) は陸軍、海軍及び空軍から成り、領土防衛に責任を負うとともに、国境警備に対して全体的な責任を負う。大統領が最高司令官 (Commander-in-Chief) であるが、参謀総長 (Chief of General Staff) は軍の日々の運営に責任を負う軍司令官 (Commander of the Armed Forces) である。NATOが公表した数値によると、トルコ軍は2024年現在で48万1千人の現役隊員を擁し、NATO加盟国の中では米国に次いで2番目に大きい軍事力を有している。グローバル・ファイヤーパワー (Global Firepower) は2024年版の年次軍事力レビューにおいてトルコを138か国中8位にランク付けしている。TSKは現在、シリア、イラク北部、リビア及びソマリアで治安作戦を展開しているほか、エーゲ海、地中海及び黒海で海洋治安作戦に従事している。さらに、TSKはNATO、国連及びその他の国際的合同作戦にも貢献している。

5.3 TSKは、トルコ共和国の樹立に中心的な役割を担ったほか、長きにわたってトルコの政治と社会において際立った役割を果たしてきた。トルコ人男性の圧倒的多数が兵役に就いている（「良心的兵役忌避者」を参照）。TSKは伝統的に自らを世俗主義的価値観の保証人と捉え、20世紀に幾度かクーデターを起こした。2002年以降、政府は軍に対する文民監視を大幅に強化しており、TSKは現在、完全に文民統制下に置かれている。2016年のクーデター未遂事件の後、トルコ政府は将校150人を含む2万5千人の軍人を解雇した。その多くは人権侵害にさらされたと言われている（「ギュレン運動」を参照）。

5.4 トルコにおける非常事態宣言が人権に及ぼした影響に関して伝えた2017年のOHCHR報告書は、南東部での治安作戦に関連して治安部隊（軍隊、警察及びジャンダルマを含む）とPKKの双方が犯したとされる多数の人権侵害について詳述した。人権侵害に関する訴えの例として、過剰な武力行使、超法規的殺害、強制失踪、拷問、住宅及び文化遺産の破壊、憎悪の扇動、救急医療・食糧・水・生計手段・人道支援へのアクセスの妨害、女性に対する暴力、表現や言論の自由及び政治参加に対する権利の厳しい制限などが挙げられる。伝えられるところによると、最も深刻な人権侵害は外出禁止令の発出期間中に発生した。この期間中は一度に数日間単位で、居住区域全体が終日遮断され、移動が制限された（「クルド人」を参照）。米国国務省の2023年度「トルコにおける人権の状況に関する報告書」は、トルコ軍の隊員により拷問の使用を含む人権侵害が継続して行われていると伝えた。

#### 警察

5.5 トルコ国家警察はトルコ国内の法執行を担っており、約33万人の隊員を擁する。女性警察官の割合は近年倍増しており、約15パーセントとなっている。最終的には内務省に対して責任を負う一方、警察は県知事や地区行政機関の長を含む文民当局の指揮・統制下で職務を遂行する。「警察の職務と権限に関する法律 (Law on Duties and Powers of the Police)」（2004年）に基づき、警察の主な職務は犯罪を防止し、公共の平和と秩序を提供し、国民と財産に安心を与え、また、犯罪者を発見、逮捕及び移送し、事件証拠を適切な司法機関に提出することである。

5.6 2016年のクーデター未遂事件後、政府は数千人の警察職員を解雇した。その多くはその後人権侵害にさらされた。トルコ警察とギュレン運動の間につながりがあるのではないかという疑いに関する調査が進行中である。内務大臣は2023年12月、ギュレン主義者とのつながりの疑惑について、445人の警官が取調べを受けていた間に停職処分を受けたと発表した。

5.7 国内情報源はDFATに対し、下級警察官は薄給で過労状態にあるが、特に対テロ作戦に関してトルコ警察は概してプロフェッショナルであり、よく訓練され、装備も十分であると語った。ささいな汚職はまれにしか報告されていないが、近年は上級警察職員が関与した汚職スキャンダルが起きている。国内情報源によると、トルコ警察に対する主な批判は、警察が抗議参加者に対して、また、被疑者を尋問する際に過剰な武力を行使する傾向があるというものであった。一部の事例の場合、この取扱いは拷問に相当した。国内の情報源と国内外の複数の人権オブザーバーによると、政府は汚職や人権侵害（過去の疑惑を含む）で告発された警察及び他の治安部隊の隊員を捜査、訴追、処罰するための措置を限定的にしか講じておらず、それが不处罚の文化につながっている。

## 夜警団

5.8 夜警団（Bekcis）は、1960年代からトルコに存在している近隣警備団である。夜警団法（Neighbourhood Watchmen Law）（法律第7245号、2020年）に基づき、夜警団は警察に似た権限を与えられ、管轄地区の路上で通行人を呼び止める行為、身元確認、無作為検査、及び武器の使用を認められるようになった。夜警団は与党AKPを支持する若い男性でほぼ独占的に構成される。夜警団は警察に似た茶色の制服を着用している。2019年と2020年を通じて、夜警団員が処罰されることなく市民に嫌がらせを行っているという訴えが多数あった。

## その他の治安部隊

5.9 TSKが国境管理と対外安全保障の全体的な責任を担う一方、準軍事組織であるジャンダルマは農村部や（武器、薬物、タバコ、燃料などの）密輸が頻発する特定の国境セクターを担当する。ジャンダルマは特定の軍事機能に加え、警察と同様の権限を有し、訓練を受けている。国内情報源はジャンダルマの隊員数を27万5千人と推定している。ジャンダルマは、概してPKKに対抗し、南東部で付加的な地方警備を提供する民兵組織の「村落警備隊」を監督する（「治安情勢」を参照）。軍隊や警察と同様に、ジャンダルマは拷問を含む人権侵害で告発されてきた。

## 国家情報機構（MIT）

5.10 国家情報機構（MIT）は大統領直属の組織であり、既存及び潜在的脅威に関する情報の収集を担っている。MITは逮捕令状又は他の司法手続を経ずに任意の事業体からデータを収集する法的権限を有する。MITに関するデータの収集又は情報の入手若しくは開示を含め、MITの活動に干渉する行為には刑事罰が適用される。MITは、構成員に合法的な訴追免除を与える権限を有し、この組織の運営に関する検査は限定的である。米国国務省やフリーダム・ハウスなどの国際オブザーバーの報告によると、MITはトルコ国家の敵として告発されている人々、特にギュレン運動のメンバーを送還させるために、国外で誘拐又は「本国移送」作戦を実施している。

## 法制度

5.11 憲法第9条はトルコ国家を代表して独立した裁判所が司法権を行使するものと定めているが、第3章（第138条～第160条）では司法部門の役割、責任及び構造を詳述している。第138条では裁判所の独立性を保障し、いかなる当局、機関又は個人も裁判所又は裁判官に命令又は指示を与えることを禁じ、立法機関と行政機関、及び政権に裁判所の決定を遅滞又は変更なく遵守するよう義務付けている。司法制度は幾つかの異なる裁判所で構成される。第一審の一般裁判所は国内全域に設置され、民事、行政及び刑事事件の大半について審理する。通常は1人の裁判官が軽微な民事及び刑事事件を審理する。懲役5年を超える刑罰が関係する刑事事件は、裁判長1人と裁判官2人が検察官1人とともに審理することになる。軍事裁判所は軍隊の懲戒事件のみを審理するために確保されている。トルコの軍事裁判所は2006年以降、民間人に対する裁判権を有していない。

5.12 裁判官・検察官評議会（HSK）は裁判官と検察官の経験を任命、異動、昇進、除籍及び懲戒を通じて管理する。2017年4月の憲法改正（「政治制度」を参照）によってHSKの構成が変わり、即時発効した。HSKの評議員の数は22人から13人に減少し、うち6人は大統領から任命される。法務大臣（Minister for Justice：大統領から別途任命される）がHSKの議長を務め、法務副大臣（Deputy Minister of Justice）が常任評議員となる。議会が残る7人の評議員を選出する。司法部門自体は評議員を選出する権限を一切有しない。

5.13 2016年7月のクーデター未遂事件後、トルコ政府は司法職員のほぼ3分の1を停職処分にし、拘禁し、又は解雇した。対象となった職員の大半はギュレン運動に所属しているとして告発された。OHCHRの報告によると、HSKが発行したリストを通じた裁判官の集団解雇及び停職は、推定無罪や抗弁能力など適切な手続を経ていなかった。また、司法職員の逮捕は「裁判官及び検察官に関する法律（Law on Judges and Public Prosecutors）」（1983年）に違反していた。同法は、司法職員の逮捕は悪質な重罪の現行犯で取り押さえられた場合に限り認められると定めている。

5.14 国内情報源の報告によると、上級裁判官の離職と政府による効果的なHSKの管理が司法の独立性に関する一般公衆の認識に影響を及ぼしていた。これは、経験不足の裁判官では政府に不利な判決を下す可能性がそれほど高くないからである。また、同じ国内情報源の報告によると、若く経験不足であり、しばしば政治的に同調する裁判官と検察官が任命された結果、誤った判決が増加し、長い遅延の末に上級裁判所でその判決が覆される場合が多くあった。

5.15 国内情報源は、依頼人との接見に関する制限、弁護士と依頼人の間の秘密保持義務違反、事件資料の閲覧制限など、依頼人を守る弁護士の能力を妨げる障壁が増えていると報告した。弁護士自身も、ある事例では法廷で依頼人を弁護する間（特にテロ関連罪で依頼人を弁護する際）に行った発言がもとで逮捕されるなど、頻繁に逮捕された。

## 二重の危険

5.16 トルコは2016年5月に欧州人権条約第7議定書（Protocol 7 of the European Convention on Human Rights）を批准した。同議定書第4条は「何人も、その締約国の法律及び刑事手続に基づいて既に確定的に無罪又は有罪の判決を受けた行為について、同一締約国の管轄下での刑事の訴訟手続において、再び裁判され、処罰されることはない。」と定めている。しかし、2004年刑法第9条は、トルコ国内で犯した罪に関して外国で有罪判決を受けた者は、トルコ国内で再裁判にかけられる、と定めている。同法第16条は、ほかの場所で服した拘禁期間は同じ犯罪についてトルコ国内で科された最終刑罰から控除される、と定めている。第9条が適用されるとトルコ当局者が判断を下す場合、並行した捜査と判決が存在し得るとDFATは理解している。また、国内情報源はDFATに対し、トルコ当局は二重の危険（同一の罪について二度裁かされること）にかかる懸念に基づいて拒否された人々について、トルコ当局が身柄の引渡しを求めたと語った。トルコは二重の危険条項を臨機応変に適用している、とDFATは評価している。

## 拘禁及び刑務所

5.17 トルコの刑務所制度は、深刻な過密状態に悩んでいると伝えられている。米国国務省の2023年度「トルコの人権慣行に関する報告書（Report on Human Rights Practices in Türkiye）」によると、刑務所は2023年10月時点で総収容能力を超えており、およそ4万4千人が過剰に収容されていた。2024年、オンラインの刑務所情報プラットフォームである「プリズン・インサイダー（Prison Insider）」は、トルコが欧州で最大の国民一人当たり収容率を有していると伝えた。

5.18 国内情報源によると、受刑者は一般に十分な量の食料を口にすることができるが、その質は「極めて劣悪」であることが多かった。食料を追加で購入することは可能であった。清浄水と衛生的なトイレ設備は常に利用できるとは限らなかった。また、暖房や換気、日照権は十分でないことがあった。受刑者に対する刑務官の暴力や受刑者間の暴力（いざれも性的暴行を含む）に関する報告が幾つかある。また、女性受刑者を含む受刑者に対して懲罰的に行われる、侵襲的な身体検査（女性受刑者の身体検査は女性刑務官のみが認められる）に関する報告も複数ある。

5.19 男性受刑者と女性受刑者は別の施設又は同じ刑務所内の別の区画に収容されている。未成年者は成人刑務所とは別の施設又は成人刑務所内の別の区画に収容されているが、18歳未満の女性受刑者は成人の女性受刑者と一緒に収容されることもあると伝えられている。LGBTQIA+受刑者は通常、一般受刑者とは別に収容されている。男性用刑務所に収容されているトランスジェンダーの女性受刑者は、シスジェンダーの男性受刑者とは別に収容されている。LGBTQIA+受刑者、特にトランスジェンダーの受刑者に対する差別、性的嫌がらせ及び侮辱行為の事案が複数報告されている。

5.20 国内情報源はDFATに対し、テロ罪で有罪判決を受けた受刑者（政治犯を含む）は警備が厳重な刑務所内の独房に収容されるのが通常であると語った。これらの受刑者や「加重終身刑」を言い渡された受刑者には、電話や面会特権の制限、他の受刑者との交流は1日1時間のみとするなど特別な条件が適用された。また、国内情報源はDFATに対し、当局は「心理的処罰」の形態として、政治犯をその自宅や家族から遠く離れた施設に意図的に収容することがあると語った。

5.21 国内外の複数の機関が拘禁施設を検査する許可又は特定の権能を有している。こうした機関には、国連特別報告官、「拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止のための欧州委員会（European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）」、検察官、オンブズマン（行政監察官）機関及びNHREIが含まれる。警察署と留置場は県知事、市長及び民間検査員による検査の対象である。受刑者は、収容されている刑務所の所長又はオンブズマンやNHREIなどの機関に苦情を申し立てができるものの、国内情報源はこれらの苦情に基づいて行動が起こされることはまれであると報告した。

## 国内移住

5.22 憲法第23条は、居住と移動の自由に対する権利を保障している。この権利は、特定の状況が発生した場合、法律によって制限される可能性がある。トルコ市民は、民族的及び宗教的少数派の一員を含め、様々な理由で移住することができ、実際にそうしている。これまで、多数のクルド人やアレヴィ派が職を探し、紛争から逃れるためにトルコの南東部から西部へ移住してきた。トルコ市民は移住する場合、選挙権登録を移し、地元のムフタール（選出された村落又は近隣地区の代表）が発行する住民票を受領することを正式に義務付けられる。

5.23 国内移住は概して、男性や家族グループの方が行いやすい。独身女性、特に家庭内暴力から逃れてきた女性は十分な支援サービスを利用できる可能性がそれほど高くなく、特に農村部やより保守的な地域では社会的差別に直面しやすい。



5.24 国内移住する際の登録要件や治安機関が全国をカバーしている状況を踏まえると、当局者から否定的な関心を集めている個人は国内移住によっても、こうした状況を回避できる可能性が低い、とDFATは評価している。一方、社会から否定的な関心を集めている人々は、国内移住、特に主要な都心部への移住を通じて、こうした状況から逃れられるかもしれない。

## 帰還者の取扱い

### 出入国手続

5.25 トルコには、公式な陸、海、空の出入国地点が多数ある。数百万人のトルコ市民が支障なく定期的に出入国している。イラクやシリアで紛争と社会不安が続いているため、トルコは両国との地上国境を定期的に閉鎖するようになった。シリア国境は現在、総じて管理下にある。一方、イランとの国境は依然として突破しやすい状況にあり、非正規移住の経路になっている。非正規移住は、ブルガリア及びギリシャとの地上国境でも、さらに、東地中海を経由して海路でも行われている。これらの経路を利用する人々の大半はアフリカや中東からの非トルコ人移住者である。特に、2023年の総選挙以来、トルコ政府は不法移民との闘いに極めて強い重点を置いてきた。

5.26 トルコ当局は、入国管理官や法執行官に情報を提供するデータベースを維持している。総合情報収集システム (General Information Gathering System) は逮捕令状、逮捕歴、渡航制限、兵役記録（「良心的兵役忌避者」を参照）及び納税状況に関する情報を提供しており、トルコ全域のほとんどの空港及び海港で利用できる。警察が使用する別の国境管理情報システムは、過去の出入国に関する情報を照合する。司法記録局 (Judicial Records Directorate) は過去の服役記録を維持している。中央市民登録システム (MERNIS) は、市民の地位に関する情報を維持している。

5.27 憲法第23条は、市民が有する出国の自由は、犯罪捜査又は訴追に基づく裁判官の決定によってのみ制限され得る、と定めている。既に起訴されている者又は保釈中の者は出国できない。非常事態宣言の下、政府は当局者、学者その他の公用旅券保有者に国際渡航制限を課した。これらの人々は出国するために許可を得なければならなくなった。現在、この措置は既に撤廃されており、トルコ市民は誰も出国許可を必要としない。

5.28 2016年のクーデター未遂事件を受けて、当局はギュレン運動と関連があるとされた多数の人々及びその家族の旅券を失効させた。DFATは、渡航禁止を解除する裁判所又は調査委員会の決定にもかかわらず、当局が渡航文書の発行を拒否し続いていると人々が訴えてきた複数の事例を把握している。情報データベースの範囲や高度な身元照会システムを踏まえれば、法定文書を持たずに空港経由でトルコを出国するのは極めて難しい、とDFATは評価している。しかしながら、トルコ人が陸路又は船で、当局者に察知されずに欧洲に向けて出国することは可能であるかもしれない。

## 帰還者の状況

5.29 DFATは、トルコ市民が海外で庇護を求めるることは犯罪でないと理解している。庇護申請が却下されたためトルコに帰還した人々が直面する状況について入手可能な情報は限られているものの、DFATは、こうしたグループに深刻な汚名が着せられたということを把握していない。トルコが高度な情報データベースを有しているという状況は、庇護申請が却下された人々に犯罪記録がある、又はこうした人々が特別な関心の的となる集団の一員、例えばギュレン運動、クルド人又は反対派の政治活動家、人権活動家、あるいは徴兵忌避者若しくは脱走兵である場合、こうした人々は政府に知られるようになる可能性が高いことを意味する。

## 文書

### 中央市民登録システム (MERNIS)

5.30 2006年市民登録サービス法 (Civil Registration Services Law)は、市民登録のあらゆる側面をカバーする主要な法律である。トルコは、オンラインの中央市民登録システム (MERNIS) を2000年から維持してきた。MERNISは、これまで全国の市民登録簿に記録されていた情報（個人の権利と義務、身元情報、家族関係、国籍及び市民的地位の判定に用いる情報を含む）を保存する一元管理システムである。MERNISは、全国に配置された973か所の市民登録事務所のいずれかで市民的地位の変更が行われた場合、その変更内容をリアルタイムで記録する。MERNISは中央データベースに保存された情報を公共部門の様々な施設・機関と共有することにより、利用者へ公共サービスを容易、迅速かつ安全に提供することを可能にしている。

5.31 身元情報共有システム (KPS) は、MERNISの拡大版として2005年に運用を開始した。公共施設・機関は、厳格に指定される条件下で、KPSを介してMERNISデータベースに保存されている情報を閲覧することができる。KPSは、仮想プライベート・ネットワーク (Virtual Private Network) 上で機能し、利用者は各自固有のユーザー名とパスワードを有する。このシステムは、利用者全員の記録と実施された調査の記録を維持する。

5.32 住民登録システム（Address Registration System : AKS）は、MERNISと統合された全国住所データベースである。AKSはトルコ在住のトルコ国民及び外国人の最新の居住地その他の住所情報を保存している。居住者が新たな住所を申告するだけで、AKSに新住所が入力され、旧住所もアーカイブ保存される。申告が疑わしい場合、2006年市民登録サービス法に基づき、当局者は調査を開始し、必要であれば司法当局に刑事訴訟を提起する権限を有する。

5.33 2000年以降、同一の氏名に起因する問題の解決を目的として、MERNISはトルコ市民全員に各自固有の11桁の個人識別番号（TR身元情報番号）を割り当ててきた。この番号は出生時からのあらゆる市民的地位の事象の登録を円滑化する役割を果たし、また、公共施設・機関間での身元情報交換を可能にすることで、迅速かつ効率的な公共サービスを提供することを意図している。

## 国民身分証明（ID）カード

5.34 市民登録事務所は国民身分証明（ID）カードを発行する。全ての市民は出生時からIDカードの取得を義務付けられ、常時携行しなければならない。このカードは広範囲に及ぶ日常活動、例えば、仕事、保健・社会サービスの利用、有権者登録、裁判所の利用、旅券や運転免許証の取得、学校又は大学への入学登録、財産又は車両の所有権登録、電話、インターネット及び公共料金の契約などに必要である。2017年1月から生体認証式IDカードが利用できるようになった。生体認証式カードには、複製、改ざん及び偽造を防止するための厳格なセキュリティ基準が組み込まれている。有効期間は10年で、使用者の指紋や掌紋を含め、最大1GBの情報が保存できるスマートチップを内蔵する。市民は全員、2023年までに古いIDカードを返納して新しい生体認証式カードに差し替えることを義務付けられていた。トルコは同様の生体認証式カードを、居住許可証や外交官IDなど他の形態の身分証明向けに使用している。

5.35 トルコ市民ではない居住者には、そのビザ／在留資格に固有のIDカード（例：外交官は外交官IDカードを受け取る）が発行される。また、トルコ政府は「国際的保護申請者身分証明書」、「国際的保護地位（難民、条件付難民、補完的保護）取得者身分証明書」及び「一時的保護対象者身分証明書（シリア人向け）」も発行している。これらはキムリク／国民IDカードと同じ役割を果たしている。同様に、トルコ系外国人には「外国人身分証明書」が発行される。IDカードの発行はトルコ市民権を自動的に付与するものではない。

5.36 生体認証式国民IDカードの表面にはIDカード通し番号と有効期限に加え、所有者の写真、氏名、性別（Eは男性、Kは女性）、出生日、TR身元情報番号が記載されている。裏面には、所有者の両親の名前とIDカード通し番号が記載されている。

5.37 「個人データの保護に関する法律（Law on the Protection of Personal Data）」（2016年）は、個人データを当人の明示的同意なく処理又は国外転送してはならない、と定めている。個人データは、人種、民族、政治思想、哲学的信念、宗教的所属、外見、組織加入状態、健康、性生活及び犯罪記録に関する情報並びに治安関連情報及び生体認証／遺伝子データと定義される。個人データは、受信国における十分な保護、保護に関する保証書面、及び政府のデータ保護当局からの許可がある場合に限り、外国へ転送することができる。一部の法律専門家の主張によると、同法は私的数据の収集と使用における柔軟性を国に与える一連の例外を導入していることから、個人データを十分に保護してはいない。2019年に欧州委員会が語ったところによると、トルコのデータ保護は欧州基準に沿っておらず、犯罪収益を没収して凍結資産の管理能力を向上させるためには、より包括的で一貫性のある法的枠組みが必要である。

## 旅券

5.38 「旅券法（Passport Act）」（1950年）はトルコ市民及び北キプロス・トルコ共和国（Turkish Republic of Northern Cyprus）市民への旅券発行について規定する法律である。内務省（Interior Ministry）が旅券を承認し、発行する。旅券申請者は、各県にある住民・市民権業務総局（General Directorate of Population and Citizenship Affairs）で本人が申請しなければならない。申請者は旅券用写真2枚、本人の国民IDカード、支払証明書、及び旧旅券の原本（該当する場合）を提出しなければならない。また、申請者は指紋の提供を義務付けられている。指紋は一元管理されるコンピューター・データベースに申請者の写真と一緒に保存される。申請が中央政府で承認されれば、旅券は申請者の住所宛てに送付される。旅券を国外で取得する場合の手続と要件は、国内の場合と同じである。申請者はトルコの在外公館に自ら出向いて申請し、現地通貨で支払わなければならない。

5.39 トルコは2010年に、旅券所有者の顔の特徴に関する情報を内蔵する生体認証式の「電子旅券」を導入した。非生体認証式の旅券は2015年11月に無効となった。電子旅券の有効期間は最長10年である（申請者が18歳未満の場合は5年）。旅券の有効期間は、申請者が支払う用意がある料金に応じて6か月から10年までの幅がある。トルコは表紙が赤色の個人（普通）旅券、表紙が緑色の特別旅券（公務員とその家族、市長、元議員に発行される）、表紙が灰色の公用旅券（公務渡航する公務員、その配偶者及び25歳未満で親と同居中の未婚の子供に発行される）、表紙が黒色又は紺色の外交官旅券（外交官、国会議員及び広範囲に及ぶ政府高官に発行される）、表紙がピンクの臨

時／緊急旅券（トルコの在外公館が発行）の6種類の旅券を発行している。これらとは別に、移住管理庁（Presidency of Migration Management : PMM）は外国人向けに特別渡航旅券を発行するが、これは強制送還の場合に使用される。

5.40 2016年7月に勃発したクーデター未遂事件後に発出された緊急法令により、捜査の対象となっている又は訴追を受けている個人の旅券（法令第667号）だけでなく、本人の家族の旅券（法令第673号）も押収することが認められた。フリーダム・ハウスによると、2016年から2021年にかけて、反政府派ではないかと疑われている人々が所有する旅券が23万件以上取り消された（一部については、その後失効措置が撤回され、旅券は回復された）。DFATは、失効となった旅券の大多数が特別（緑色）旅券であったと理解している。一部の事例において、トルコ政府は国外に滞在しているギュレン主義者の疑いがある人々とその家族の旅券を失効させ、又はそうした人々に対して旅券の発行を拒否した。

5.41 トルコ国内では、法的に兵役忌避者とみなされる人々には旅券が発行されず、その詳細がMERNISに登録される。まだ兵役に就いていないがそれを理由に制裁措置を課せられる状況ではない人々には旅券が発行され、旅券発行要件を満たすために兵役の完了を証明する必要はない。トルコの在外公館では、兵役忌避者がトルコに帰還して兵役を完了できるようにするために旅券が発行されるが、これは有効期間が限定された文書となる可能性がある。

## 偽造の横行

5.42 複数の国際情報源の報告によると、2010年の生体認証式電子旅券の導入、2016年のIDカード導入、及びコンピューター化されたデータベース・システムの使用拡大により、これらの形態の身分証明のセキュリティが大幅に向上している。トルコの文書に詐欺や偽造が絡む事例はまれであるが、EUや米国の偽の査証シールなど、偽造された外国文書はトルコ国内で入手可能であり、密入出国請負業者がその顧客の渡航を容易にするためによく利用している。